

## 令和元年第6回大木町議会定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日 令和元年12月12日（木） 午前9時30分開議

2. 招集場所 大木町役場議会議場

3. 出席議員

1番	馬場高志	8番	菰方英二
2番	野口裕子	9番	徳永伸行
3番	原田勝	10番	古賀知文
5番	古賀靖子	11番	小畠裕司
6番	北島好昭	12番	中島宗昭
7番	益田隆一	13番	中島和正

4. 欠席議員 なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	境公雄	こども未来課長	内藤智之
副町長	益田富啓	健康課長	田中美和子
教育長	北原孝徳	福祉課長	池末行成
総務課長	境克浩	産業振興課長	広松栄治
企画課長	北島克彦	建設水道課長	川村九州生
会計課長	的場哲也	環境課長	中村和也
税務町民課長	杉康則	学校教育課長 兼生涯学習課長	野田昌志

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 議会事務局長 山口 龍也

7. 議案の題目

①会期の決定について

②町長の挨拶

③大木町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

④大木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

⑤大木町消防団員の定数、任用、報酬、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ⑥大木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑦大木町立保育園条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑧大木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑨大木町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑩大木町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑪大木町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑫気候非常事態宣言について
- ⑬令和元年度大木町一般会計補正予算（第3号）について
- ⑭令和元年度大木町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- ⑮令和元年度大木町水道事業会計補正予算（第3号）について
- ⑯大木町学童保育所の指定管理者の指定について
- ⑰大木町立木佐木小学校増改築工事請負契約の締結について
- ⑱町道の路線の認定について
- ⑲一般質問
- ⑳大木町議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について
- ㉑大木町議会常任委員会の閉会中の継続調査の申出について
- ㉒会議録署名議員の指名について

## 8. 議事

議長　それでは、皆さん、改めましておはようございます。

1 2月定例会の初日に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

師走に入り、2019年も残すところ20日余りとなり、ご出席の各位には気忙しいことと存じます。年当初に掲げられた目標は、達成できていますでしょうか。日々の活動に追われ、見失っているものはありませんか。この多忙な時期だからこそ、ふと立ちどまり、自分自身を見つめ直し、地域を見つめ、ま

ちの発展に何が必要なのかを考えるよい機会だと思います。その考えを行動に移し、町政に反映することで、よりよい大木町が実現していくことでしょう。私たちの努力が町民お一人お一人の幸せにつながっていくものと確信しております。法律の改正に伴う条例の制定、補正予算など、今定例会も町政発展のために資する活発な議論の展開をお願いし、挨拶といたします。

ただいまの出席議員12名、したがって、定足数に達し、定刻を過ぎましたので、議会は成立いたします。

ただいまから令和元年第6回大木町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

去る12月5日、議会運営委員会が開催されましたので、委員長の報告を求めます。小島裕司委員長。

小島委員長　皆さん、おはようございます。

去る12月5日、議会運営委員会を開催し、令和元年第6回大木町議会定例会の会期日程等について協議した結果、会期を本日から12月18日までの7日間と決定しておりますので、ご協力をお願いし、委員長の報告といたします。

議長　お諮りいたします。委員長の報告のとおり、会期を本日から12月18日までの7日間と決定することにご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、日程第1、会期の決定について

は、本日から12月18日までの7日間と決定しました。委員長、ご報告ありがとうございました。

日程第2、ここで、議案審議に入る前に、町長の挨拶を許します。境町長。

境町長 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和元年第6回大木町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方におかれましては、師走に入り、何かとご多用の中、出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

ことしも気象災害に次々に見舞われ、全国各地に大きな爪痕を残しました。9月から10月にかけて東日本に上陸または接近した台風15号、19号、21号では、多くの犠牲者を出すなど甚大な被害が発生をいたしました。亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、いまだ避難生活を余儀なくされ、災害の後片づけなどに追われておられる方々もたくさんおられますけれども、被災された方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い復興・復旧を願っております。

近年では毎年のように異常気象に見舞われ、気象災害による被害が発生をしています。本町においても、特に山ノ井川の逸水による浸水被害が近年では毎年のように発生し、流域住民の皆さんは大きな不安を抱かれています。そのような中、山ノ井川浸水対策重点地域緊急事業が、今年度から5カ年事業として実施されることになり、堤防のかさ上げと正原橋のかけかえが予定されています。一刻も早く流域住民の皆さんの不安が和らぐよう、工事進捗を要望してまいります。

また、異常気象による影響が深刻化する状況を受け、本議会において気候非常事態宣言を議案として上程させていただきました。子どもたちの未来につけ

を残さない持続可能なまちづくりに向け、町民の皆さんとの協働を進めてまいりたいと思っておりますので、議員各位のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本町議会に提案させていただきました議案につきましては、条例の一部を改正するもの9件、気候非常事態宣言について1件、補正予算で一般会計を初め特別会計及び企業会計それぞれ1件、指定管理者の指定について1件、工事請負契約の締結について1件、町道の路線の認定について1件の計16議案でございます。いずれの議案も町政運営上緊要なものでありますので、慎重なるご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

議長 町長の挨拶を終わります。

日程第3、議案第53号大木町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長 議案第53号大木町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

次のとおり大木町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月12日提出、大木町長、境公雄。

以上でございます。

議長 職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第53号大木町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、特別職の職員の給与に関する法律の改正に伴う、国の特別職の職員等の取り扱いに準じ、議会議員及び特別職の職員で常勤のもの期末手当の支給割合を改定する必要があるため、この条例を制定しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。境総務課長。

総務課長 議案第53号大木町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書の条例案並びに参考資料の1ページから4ページをお願いいたします。

本案は、特別職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、国の特別職の職員

等の取り扱いに準じ、議会議員及び特別職の職員で常勤のもの、の期末手当の支給割合を改定するため、本条例の第1条及び第2条で大木町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例を、第3条及び第4条で特別職の職員で常勤のもの、の給与及び旅費に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、本年度以降の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げ、来年度以降の6月及び12月支給割合を同率に改正するものでございます。

本条例第1条では、議会議員の令和元年12月期の期末手当に限り、支給割合を0.05月分引き上げ、「100分の142.5」から「100分の147.5」へ改めるものでございます。

次に、第2条では、令和2年度以降の期末手当の支給割合について、6月及び12月支給の割合を同率にするため、第1条で改正いたしました支給割合「100分の147.5」を「100分の145」へ改正するものでございます。

第3条、第4条では、特別職の職員で常勤のものについて、同様の改正を行うものでございます。

なお、附則第1条において、本条例の施行期日を、第1条及び第3条については公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用することとし、第2条及び第4条については令和2年4月1日から施行することとしております。

附則の第2条については、改正前の条例の規定に基づき支給された本年12月期の期末手当について、内払いであることを規定するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第53号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第53号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思えます。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。日程第3、議案第53号大木町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定

することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第53号本案については、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第54号大木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長 議案第54号大木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

次のとおり大木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月12日提出、大木町長、境公雄。

以上でございます。

議長 職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第54号大木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、人事院勧告などを踏まえ、大木町職員の給与等の額の適正化を図る

ため、国家公務員の一般行政職の職員の給与の改定に準じ、所定の規定の整備を行う必要があるので、この条例を制定しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。境総務課長。

総務課長 議案第54号大木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書の条例案並びに参考資料の5ページから12ページをお願いいたします。

本案は、本年の人事院勧告などを踏まえまして、大木町の職員の給与額の適正を図る必要がございますので、国家公務員の給与等の改定に準じまして、職員の給与等を改定するものでございます。

第1条では、条例第17条第2項第3号に規定します職員の勤勉手当について、令和元年12月期の支給割合を0.05月分引き上げ、「100分の92.5」を「100分の97.5」に改正するものでございます。

また、職員の給料月額を別表第1のとおり、国家公務員の一般行政職の職員の給料表に準じまして、高卒初任給を2,000円、大卒初任給を1,500円引き上げますとともに、30歳代半ばまでの職員が在職する号俸について、所要の改定を行うものでございます。

第2条では、条例第10条の3に規定します、みずから居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員に対し支給します住居手当について、家賃

額の下限を「1万2,000円」から「1万6,000円」に4,000円引き上げ、それに伴う算定の基準となる額を2万3,000円から2万7,000円に改め、また、手当額の上限を1,000円引き上げるため、「1万6,000円」を「1万7,000円」に改めるものでございます。

また、条例第17条第2項及び第3項に規定します勤勉手当について、令和2年度以降、6月及び12月期支給の支給割合を同率にするため、第1条で改正しました支給割合「100分の97.5」を「100分の95」へ改めるものでございます。

なお、附則第1条において、施工期日を、第1条の規定については公布の日から施行し、職員に適用します改正後の給料表は平成31年4月1日から、勤勉手当の支給割合は令和元年12月1日から適用することとしております。

また、第2条及び附則第3条の規定については、令和2年4月1日から施行することとしております。

附則第2条では、改正前の条例の規定に基づき支給された本年12月期の勤勉手当及び本年4月から12月までの給料等については、内払いであることを規定するものでございます。

附則第3条では、第2条の改正により住居手当の額が減額となる職員について、減額となる額の2分の1の額を加算する経過措置を1年間実施することとしているものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。7番、益田隆一議員。

益田隆一議員　　なかなか感じる事ができない、背中からのといいますか、アイスブレイク的な質問をさせていただきたいと思います。

実はきょう、けさ新聞を見たんですが、先日の新聞でございますが、近隣市町村の賞与の額が出ておりました。大木町は80相当、我々議員は30何万相当と。議員に関しての特別職に関しては、大体人口の割合に総じて出ているというふうに感じました。ただ、職員の報酬に限りましては、人口の割合に比率してないような感じが見受けられました。といいますのも、人口がみやま市よりも大木町のほうが若干高かったりとか、荒尾市よりも若干高かったりとかということがございましたので、こういうふうな条例が出て、報酬が上がるように感じ取られるものですから、それにさらにこれだけもらっているのに何でまた上がるのとか、町民にそういう誤解が招かれないように、もしよろしければ何らかの回答をいただければと思います。

議長　　答弁を許します。境総務課長。

総務課長　　益田議員のご質問にお答えしたいと思います。

職員の給料、期末手当等、人件費に関するものでございますが、ご承知のとおり、大木町を含めまして小さな自治体は、まさに人事委員会等を設置しておりません。福岡県及び政令市等は人事委員会等がございますので、そこで国の人事院勧告とは別に、それぞれの自治体での民間企業との状況、対比等を調査されまして、勧告をされておるわけでございますが、先ほど申しましたように小さな自治体では人事委員会を設けておりませんので、基本的には国の人事院勧告を尊重する形で、これまでも給与等の改定、これは時の状況によって増額するときもありますし、減額するときもございますが国の人事院勧告を尊重し

てまいったところでございます。

大木町職員の給与につきましては、現在、国の職員と比べまして100%を若干切っているという状況でもございますので、今回の改定につきましては、国の人事院勧告を踏まえまして、国の職員に準じて改定することとしたところでございます。

以上で、簡単でございますが、答弁を終わらせていただきたいと思います。

議長 よろしいですね。ほかに質疑ございませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第54号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第54号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。日程第4、議案第54号大木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　起立多数です。したがって、議案第54号本案については、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第55号大木町消防団員の定数、任用、報酬、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長　議案第55号大木町消防団員の定数、任用、報酬、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

次のとおり大木町消防団員の定数、任用、報酬、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月12日提出、大木町長、境公雄。

以上でございます。

議長 職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第55号大木町消防団員の定数、任用、報酬、分限及び懲戒、  
服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げ  
ます。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関  
係法律の整備に関する法律の施行に伴い、消防団員の欠格条項及び分限に関し、  
所要の規定の整備を行う必要があるので、この条例を制定しようとするもので  
あります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決  
賜りますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。境総務課長。

総務課長 議案第55号大木町消防団員の定数、任用、報酬、分限及び懲戒、  
服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書の条例案及び参考資料の13、14ページをお願いいたします。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関  
係法律の整備に関する法律の施行に伴い、消防団員の欠格条項及び分限に関し、  
所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の内容は、消防団員の欠格条項を規定しております第4条において、成

年被後見人または被保佐人を規定しております第1号及び第4号を削り、生じました号ずれを改め、新たに第4号として「消防団員として町長が不適任と認めるもの」を加えるものでございます。

また、分限について規定をしております第5条第1項第1号において、第4条の改正に伴う号ずれを改めますとともに、新たに「暴力団員または暴力団に関する規定及び消防団員として町長が不適任と認めるもの」を加えるものでございます。

なお、附則におきまして、本条例は、本年12月14日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第55号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第55号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。日程第5、議案第55号大木町消防団員の定数、任用、報酬、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第55号本案については、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第56号大木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長 議案第56号大木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業

の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

次のとおり大木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月12日提出、大木町長、境公雄。

以上でございます。

議長 職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第56号大木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、幼児教育・保育の無償化のため、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行、関係政令、内閣府令の一部改正により必要な規定の整備が行われたことに伴い、大木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。内藤こども未来課長。

こども未来課長 議案第56号大木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。

本案は、幼児教育・保育の無償化の実施に関する経緯により、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立・施行されましたことに関連し、関係政令、関係内閣府令の一部改正により規定の整備が行われたことに伴い、大木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について改正を行うものです。

なお、国より、1年を超えない期間内において、市町村の条例が制定されるまでの間は、新運営基準は当該市町村条例で定める基準とみなすとなっておりますので、今回、その関連の条例を改正するものです。

本条例の改正内容につきましては、条例案、そしてお手元の参考資料の15ページの新旧対照表でご説明いたします。お聞きください。

新旧対照表、下線の部分が改正したものでございます。

まず、定義第2条第1項第9号から11号中、「支給認定」という文言を「教育・保育給付認定」に改める用語の整理を行うもので、以降、合計約80カ所での同様に改めるものにつきましては、説明を省略いたします。

その他の主なものをご説明いたします。

同項で第12号は保育料無料とする3歳以上教育・保育給付認定子ども、以降、13号、特定満3歳以上保育認定、14号、満3歳未満保育認定子ども、第15号、市町村民税所得割合合算額、16号、負担額算定基準子ども、19号、教育・保育、20号、特定教育・保育施設、23号、特定地域型保育事業が、今回の改正で必要な定義として追加をするものでございます。

17ページをお願いいたします。

一般原則といたしまして、第3条では、子ども・子育て支援法の基本理念が改正されましたことに関連して、「良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」という文言が追加改正するものでございます。

21から25ページをお願いいたします。

利用者負担額等の受領、第13条第1項及び第2項は、特定教育・保育施設の利用者負担額を原則3歳未満保育認定こどもとし、3歳から5歳の利用者負担額を対象から外すものです。

同条第4項第3号は、保育における副食費を実費徴収するもので、アで低所得者世帯、イで多子世帯、ウで満3歳未満の子どもについての副食費の免除を定義するものでございます。

32、33ページをお願いいたします。

特別利用保育の基準、第35条第3項は、3歳以上の教育認定こどもに対して保育を提供するもので、大木町で同様のケースは現在ございませんが、表現、語句の変更・追加で、後半の第13条第2項中からにつきましては、副食費の取り扱いの定義を追加しております。

34、35ページをお願いいたします。

特別利用教育の基準、第36条第3項は、3歳以上の保育認定こどもに対して教育を提供するもので、前条と同じく大木町で同様のケースは現在ございませんが、表現、語句の変更・追加で、後半の第13条第2項中以降につきましては、副食費の取り扱いの定義を追加しております。

35、36ページをお願いいたします。

利用定員、第37条は、「特定地域型保育事業」の後に「（事業所内保育事業を除く）」を追加し、小規模保育事業A型、B型の表記が第42条にも追記

されることから、「第42条第3項第1号において同じ」の再定義を追加しました。また、「それぞれの事業ごとの利用定員」の語句を削除しております。

36、37ページをお願いいたします。

第39条第2項中、「支給認定こども」を「満3歳未満保育認定こども」に改める用語の整理を行うもので、以降、合計14カ所で同様に改めるものにつきましても、説明を省略いたします。

38から41ページをお願いいたします。

特定教育・保育施設等との連携、第42条第2項から第5項、第8項は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正による改正で、市町村長が認めた場合における連携施設の確保義務の緩和について追加しております。

42から44ページをお願いいたします。

利用者負担額等の受領、第43条第1項及び第2項は、特定地域型保育事業の利用者負担額を原則3歳未満保育認定こどもとし、3歳から5歳の利用者負担額を対象から外すものです。

45から46ページをお願いいたします。

準用といたしまして、第50条は、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育における語句の準用、読みかえ等を修正・追加しております。

47から49ページをお願いいたします。

特別地域型保育の基準、第51条第3項は、「地域型保育給付費には特例地域型特例給付費をそれぞれ含むものとして」を追加し、前条において準用する規定を適用し、語句の読みかえを追加しております。

49から51ページをお願いいたします。

特定利用地域型保育の基準、第52条第3項は、「地域型保育給付には特例

地域型保育給付費をそれぞれ含むものとして」を追加し、この章の規定を適用して語句の読みかえを追加しております。

51から53ページをお願いいたします。

附則、特定保育所に関する特例で、第2条は、3歳から5歳の保育無償化に関連し、満3歳未満保育認定こどもを対象とした関連語句を修正したものです。

施設型給付費等に関する経過措置、第3条は、今回の内閣府での改正に伴い削除したものです。

連携施設に関する経過措置、第5条は、「特定地域型保育事業者」の後に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く）」が追加され、経過措置の期間を5年から10年に修正するものでございます。

なお、この改正した条例は、公布の日から施行いたします。

また、内閣府令により、府令の施行の日、令和元年10月1日から起算して1年を超えない期間内において市町村の条例が制定・施行されるまでの間は、新運営基準では当該市町村の条例で定める基準とみなすとなっております。

以上で説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第56号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、議案第56号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長　討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。日程第6、議案第56号大木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　起立多数です。したがって、議案第56号本案については、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第57号大木町立保育園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長 議案第57号大木町立保育園条例の一部を改正する条例の制定について。

次のとおり大木町立保育園条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月12日提出、大木町長、境公雄。

以上でございます。

議長 職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第57号大木町立保育園条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、幼児教育・保育の無償化のため、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行、関係政令、内閣府令の一部改正により必要な規定の整備が行われたことに伴い、大木町立保育園条例について、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長　　これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。内藤こども未来課長。

こども未来課長　　議案第57号大木町立保育園条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

改正する条例案、新旧対照表は参考資料54ページもお願いいたします。

本案は、幼児教育・保育の無償化のため、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に関連し、関係政令、関係内閣府令の一部改正により規定の整備が行われたことに伴い、先ほど議案第56号に関連しまして、大木町立保育園条例についても関連します語句の改正を行うものです。

本条例の改正内容につきましては、参考資料の新旧対照表でご説明いたします。

下線の部分が改正したものです。

第5条第1項中、「支給認定保護者」の文言を「教育・保育給付認定保護者」に2カ所改めるものでございます。

なお、附則のとおり、この改正した条例は、公布の日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

議長　　所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長　　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第57号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、議案第57号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長　討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。日程第7、議案第57号大木町立保育園条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　起立多数です。したがって、議案第57号本案については、原案のと

おり可決されました。

日程第 8、議案第 58 号大木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長 議案第 58 号大木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

次のとおり大木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 12 日提出、大木町長、境公雄。

以上でございます。

議長 職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第 58 号大木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、児童福祉法の一部が改正されたため、大木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。内藤こども未来課長。

こども未来課長 議案第58号大木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

改正する条例案、参考資料は55ページをお願いいたします。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、関係法律整備に関する法律の制定・施行に伴い、成年被後見人等に係る欠格条項などの権利を制限している規定について見直しを行う必要が生じ、児童福祉法が改正されたため、関係条例を改正するものです。

本条例の改正内容につきましては、参考資料の新旧対照表でご説明いたします。

第23条第2項第2号、下線部の4号だったものを繰り上げにより第3号とするものです。

なお、附則のとおり、この改正した条例は、児童福祉法の施行期日等に合わせまして、令和元年12月14日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第58号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第58号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思えます。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。日程第8、議案第58号大木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第58号本案については、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第59号大木町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長 議案第59号大木町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。

次のとおり大木町水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月12日提出、大木町長、境公雄。

以上でございます。

議長 職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第59号大木町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、水道法が改正され、指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制が導入されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長　　これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。川村建設水道課長。

建設水道課長　　議案第59号大木町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案書の条例案及び参考資料56ページ、大木町水道事業給水条例新旧対照表をごらんください。

本案は、指定給水装置工事事業者制度の改善を図り、指定給水装置工事事業者の資質が継続して保持されるよう、指定の5カ年での更新制を導入する旨、水道法が改正されたことを受け、所要の改正を行うものです。

第28条では、各号によって手数料の徴収を規定しているものですが、第3号において、指定の更新をする際の更新手数料を徴収する規定を追加した内容となっています。

以上で、議案第59号大木町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わります。

議長　　所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。11番、小畠裕司議員。

小畠裕司議員　　給水条例の改正案でございますが、一部、全体条例の条文が手元にありませんのでわかりかねますが、お尋ねしたいんですが、28条の分だけではなく、更新をするということになりますので、各指定業者についての講習会等も開かれる予定であるのでしょうか、そこをお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 答弁を許します。川村建設水道課長。

建設水道課長 小島議員の質問にお答えしたいと思います。

現在、福岡県の南部地区の11の自治体と1つの一部事務組合で、既に水道技術の向上を目指した協議会、これが組織されております。福岡県南水道技術協議会と申しますが、ここにおいて全事業体協力のもとに、3年に一度、指定給水装置工事事業者に対する研修会を開催いたしております。また、新しい技術等の情報発信等も含めて実施をしております。給水装置工事事業者制度の質の向上に寄与するような活動を既に行っているという状況です。

以上です。

議長 よろしいですか。ほかにございませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第59号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第59号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。日程第9、議案第59号大木町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第59号本案については、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第60号大木町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長 議案第60号大木町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。

次のとおり大木町印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月12日提出、大木町長、境公雄。

以上でございます。

議長 職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第60号大木町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正が行われるため、大木町印鑑条例の一部につき所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。杉税務町民課長。

税務町民課長 議案第60号大木町印鑑条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。

今回の改正につきましては、国において成年被後見人等の権利の制限に係る

措置の適正化等を図るための関係法律整備に関する法律が制定され、成年被後見人等に係る欠格事項などの権利を制限している規定について見直しを行う必要が生じたため、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正され、令和元年12月14日に施行されることに伴い、本町印鑑条例の一部を改正するものがあります。

参考資料の新旧対照表を使って説明したいと思いますので、57ページをお願いいたします。

第2条第2項の改正でございます。国の印鑑登録証明事務処理要領の改正に合わせての改正で、印鑑の登録を受けることができないもののうち、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に変更したものでございます。これは、印鑑の登録を受けることができない者は、意思能力を有しない者に改めたものでございます。

続きまして、第5条第1項第2号の改正でございます。現行の「記録されている」との表現を、記載と記録とに分け、細かく表現されたものであります。

続きまして、第2条の改正でございます。58ページをお願いいたします。

これは、先ほどの第5条第1項第2号の改正に伴い、12条中で不要になった表現を削除したものでございます。

なお、附則において、令和元年12月4日に施行することといたしております。

以上で、大木町印鑑条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。6番、北島好昭議員。

北島好昭議員　お尋ねをします。登録印鑑の制限を受ける者ということで、「成年被後見人」が「意思能力を有しない者」に改められたということなんです。成年被後見人ということになれば、裁判所の許可等を得て、この方だというのが特定できると思うんですが、意思能力を有しない者というのは、どういった方でその特定をし、窓口であなたはできませんよという判断が下せるのか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

議長　答弁を許します。杉税務町民課長。

税務町民課長　今回の改正につきましては、成年被後見人が今まで印鑑登録ができない者ということで規定をされておりましたけれども、今回の成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律整備に関する法律の制定につきまして、成年被後見人においても、ある一定の条件をクリアした者に関しては印鑑登録ができるということで、成年被後見人という表現を削つての、あくまで意思能力を有しない者ということでの今回の改正になっております。

今回の改正につきましては、以上のような理由に基づいての文言の修正ということになっておりますけれども、今、北島議員のほうからご指摘いただいた、その意思能力を有しないという判断の基準といたしますか、そういうものについて、手元にちょっと今資料がございませんので、後ほどお示ししたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長　北島議員、よろしいですか。ほかにございますか。

質疑なし

議長　それでは質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第60号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、議案第60号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長　討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。日程第10、議案第60号大木町印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第60号本案については、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第61号大木町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長 議案第61号大木町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

次のとおり大木町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月12日提出、大木町長、境公雄。

以上でございます。

議長 職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第61号大木町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

の一部が改正されたため、大木町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例について、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。中村環境課長。

環境課長 議案第61号大木町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

条例案及び参考資料の59ページをお願いいたします。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、これに伴い廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正されたことに伴う本条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要といたしましては、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する欠格条項を設けている各制度につきまして、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化するものでございます。

参考資料の新旧対照表でご説明いたします。

業の許可、第40条第3項第4号、アの改正でございます。本町におきまして、一般廃棄物の収集または運搬、あるいは処分を業として行おうとする者に対する許可につきまして、成年被後見人等に係る権利を制限している規定を見直すものであり、法律の改正に伴う本条例の一部改正でございます。

なお、改正後の条例につきましては、法律の施行日に合わせ、令和元年12月14日から施行いたします。

以上でご説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第61号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第61号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。日程第11、議案第61号大木町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第61号本案については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。再開を10時50分とさせていただきます。

休憩 10時41分

再開 10時50分

議長 それでは、再開をいたします。

日程第12、議案第62号気候非常事態宣言についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長 議案第62号気候非常事態宣言について、議案第62号気候非常事態宣言について。

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和元年12月12日提出、大木町長、境公雄。

次のページをお願いします。

気候非常事態宣言案、近年、地球温暖化が原因の気象災害が激しさを増しています。強い台風や集中豪雨、干ばつや熱波など異常気象による災害が世界各地で発生し、多数の死者を含む甚大な被害をもたらしています。

国連IPCCによると、地球の平均気温は産業革命前から既に1度上昇しており、2018年発表の1.5℃特別報告書の中では、世界への気候変動による影響の甚大さと対策の緊急性を改めて強調し、最小限の影響に食いとめるための1.5℃の気温上昇まで、早ければ10年後にも到達すると警鐘を鳴らしています。

今後、地球温暖化は間違いなく深刻化し、次世代への影響が心配されています。本町は、地球温暖化による影響の深刻さを踏まえ、2008年に大木町もったいない宣言（ゼロウエスト宣言）を公表し、住民との協働で持続可能なまちづくりを目指してきました。しかし、ここ数年の地球温暖化に起因する気候変動の影響は、まさしく危機的な状態であり、人間社会や自然界にとって脅威となっています。

この状況を踏まえ、本町は、国連IPCCが提唱する2050年までに、温室効果ガス排出量実質ゼロ社会の実現を目指し、ここに気候非常事態を宣言するとともに、下記に掲げる温暖化対策に全力で取り組んでいく決意を表明します。

1、気候変動が非常事態であることを住民と共有し、もったいない宣言の精神を継承して、環境と経済が両立した持続可能なまちづくりに挑戦します。

2、深刻化する自然災害、猛暑による健康被害や農業への影響など、気候変動に対する適応策を推進します。

3、2030年までに公共施設の使用電力を全て再生可能エネルギーで賄うとともに、住民との協働により脱炭素社会の実現に向けた取り組みを強化します。

4、同じ志を持つ世界中の人々と手を結び、日本政府やほかの自治体に対し、温室効果ガス排出量実質ゼロ社会の実現に向けた連携を広く働きかけます。

以上でございます。

議長 職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第62号気候非常事態宣言についての提案理由を申し上げます。

本案は、人間の活動による温室効果ガスに起因する気候変動が、人間社会や自然界にとって脅威となっている状況を踏まえ、町民との情報共有と、温暖化防止のための脱炭素社会の実現に向けた取り組みを推進し、既に顕著にあらわれている温暖化の影響に適応していくため、議会の皆様のご同意を得て、その決意を内外に表明しようとするものでございます。

近年、世界各地で、かつてない豪雨や干ばつ、記録的な熱波などの異常気象が頻発しています。先日、東日本に接近、または上陸した台風15号、19号、21号は、多くの人命を奪い、家屋、インフラ、農林水産施設などに甚大な被害をもたらしました。

また、本町においても、ことしは観測史上一番遅い梅雨入りから深刻な水不足、一転して7月21日には記録的な豪雨、8月下旬の九州北部を襲った豪雨など、異常気象の大きな影響を受けた年でした。

また、昨年、西日本豪雨、一昨年の九州北部豪雨など毎年のように記録的な

豪雨に見舞われるなど、異常気象による災害が常態化しています。背景には、世界的な地球温暖化の影響による海水温の上昇があると指摘されています。

現在、スペインで開催されているCOP25でグテーレス国連事務総長は、「2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることが、世界の平均気温を1.5度に抑える唯一の道だ。1.5度を超えることは壊滅的な災害につながることを科学は示している」とし、「私たちは、明日ではなく、今日、正しい道に向かわないといけない」と呼びかけました。

また、ことし9月の国連気候行動サミットでは、スウェーデンの環境活動家グレタ・トゥンベリさんが、各国首脳に「未来の世代の目は皆さんに注がれている。私たちが裏切るなら絶対許さない」と声を震わせて訴え、その姿が世界中の若者の心に響きました。

2015年に合意されたパリ協定は、世界の平均気温上昇を産業革命前に比べ2度より十分低く抑え、1.5度に抑制する努力目標を設定し、21世紀後半までに人間活動による温室効果ガス排出量を実質ゼロにする方向性を打ち出しています。

しかし、現在の各国の削減目標では、21世紀末に約3度の気温上昇が起これると予測されています。

2018年10月に国連IPCCが公表した1.5度特別報告書によれば、早ければ2030年にも1.5度目標が突破され、壊滅的な気候崩壊に直面しかねないおそれが強まったと指摘をしました。

世界では、これらの状況を捉えて気候変動対策に大きくかじを切る国がふえており、投資についても気候変動の影響を考慮しない企業やプロジェクトへ融資を行わない動きが広がっています。

本町でも、気候変動に対応した持続可能なまちづくりを進める上では、これ

らの情報を町民の皆さんと共有し、地球温暖化の影響に対する適応策と緩和策に取り組んでいくことが必要と考え、今回、気候非常事態宣言を表明するものであります。

宣言は4つの柱で構成をしています。

1点目については、基本的なスタンスとして、気候変動が待ったなしの状況であることを町民の皆さんと共有し、多くの知恵を結集して、持続可能なまちづくりに挑戦していくという基本姿勢を示しています。気候変動に関する情報を町民の皆さんに発信するとともに、農家や事業者など幅広い町民の皆さんにも参加いただいた対策チームを編成して、行動計画を作成し、地球温暖化の影響を減らしながら、環境と経済が両立した持続可能なまちづくりに挑戦してまいります。

2点目は適応策です。気候変動により自然災害が常態化し深刻化することを想定し、災害に対する備えや、災害が発生した場合の迅速な対応策等を再検討する必要があります。また、温暖化が進めば、熱中症や伝染病などの健康被害も心配されますので、健康面からの適応策も必要となります。さらに、農業への影響に関しては、高温に強い品種の開発や、化石燃料に頼らない栽培技術の研究なども進めていかなければならないと考えています。

3点目は緩和策です。温暖化対策として二酸化炭素排出量を抑えるには再生可能エネルギーへの転換が必要です。2030年までに公共施設の使用電力を全量再生可能エネルギーで賄うことや、公共施設の省エネルギー対策に計画的に取り組むなど、まずは行政が率先して取り組みを進めてまいります。また、できるだけ化石燃料に頼らない持続的な農業技術など、農家や関係機関とも協力しながらその研究を開始したいと考えています。これから町民の皆さんと協力して脱炭素社会の実現を目指してまいります。

最後に、4点目は協働の取り組みです。これまでに気候非常事態宣言を表明した国や自治体は、ロンドン、ニューヨーク、パリなどの主要都市、英国、カナダ、フランス、EUなどの国や地域など世界中で1,200を超えています。また、世界153カ国の1万1,000人以上の科学者が趣旨に賛同しています。

国内でも、長崎県の壱岐市が9月25日に宣言したのを初め、神奈川県鎌倉市、長野県白馬村、長野県などが次々に宣言をいたしました。本町は本当に小さな町ですが、まずは行動を起こすことが大切で、小さな取り組みがやがて大きなうねりとなることを信じ、世界中の地域や自治体、関係機関と連携して取り組みを推進してまいります。

この宣言は、未来を担う世代への責任であり、次世代に恥ずかしくないまちづくりを進めるための決意と考えておりますので、ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明は提出者からなされたので、省略をいたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。1番、馬場高志議員。

馬場高志議員 1番、馬場高志です。質疑させていただきます。

当町大木町においては、工場等も少なく、ごみ回収等もかなりやっているかと思うんですけれども、そういった中でかなりCO<sub>2</sub>を削減するということは、実際には結構難しいことかなというふうに思うんです。

再生可能エネルギーを使う、多分太陽光発電のことかなと思うんですが、太陽光発電が実際CO<sub>2</sub>削減に直接減らせるのかどうかは別として、太陽光発電

以外にも実際に、まちの施策として太陽光以外にも、実際まちの施策としてできるようなことがあるのか、もしあるかもしれないのであればちょっと教えていただければと思います。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 1 番、馬場高志議員のご質問にお答えいたします。

本町のいわゆるCO<sub>2</sub>を発生させないような対策についてのご質問だというふうに考えております。まずは議員ご指摘のように、電力においては、やはり太陽光発電であったりとか、そういうものが主力になってくるんだろうというふうに思っています。町内における太陽光発電の普及について、再度普及策を考えていかなければならないと思っておりますし、その再生可能エネルギーの普及自体を進めていかなければならないと思っております。

そのほかに、やはりエネルギー消費を減らすこと、やはりまだ公共施設も含めてエネルギー消費の効率化が十分できてない部分がございますので、エネルギーの消費を減らすことというのも一つ重要ことだというふうに思っておりますし、あと、大木町は大きな工場はございませんけれども、やはり結構農業とかでは施設栽培とかが普及をしております、そういう面でのエネルギー利用というのが大きいと。これから大木町で農家の人たちが安心していつまでも農業をやっているような、いわゆる化石燃料にできるだけ頼らない農業のあり方について、今すぐ解決策があるわけではありませんけれども、これからそれを研究して、そういうような持続可能な農業のあり方については、すぐにでも動き出していかないといけないのかなというふうに考えているところでございます。いずれにしましても、この気候変動対策に軸足を置いたさまざまな考え

られることを実施していくという、そういう意思表示だというふうに考えております。

そのほかにも、例えば水路の護岸等において木さく等を利用することで炭素の貯留をふやしていくとか、いろいろまだ具体的に考えられることは多々あると思いますけれども、そういう部分については町民の皆さんと一緒に、ということが出来るかというのを具体的に検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上で答弁を終わります。

議長 よろしいですか。1番、馬場高志議員。

馬場高志議員 先ほど農業のことが出てきたんで、追加でちょっとお伺いしたいんですが、当町は主要産業は農業ということで、特に最近ハウス栽培、イチゴとかアスパラとか、そういったものを栽培されている方が、結構若い方も含めて多いです。ちょっとこの話をそういった方たちとしたら、正直、ハウスはがんがん灯油をたいて空気を温めないといけませんから、どっちかという多少気温が上がるのは、そういう人たちにとってはオーケーという感じで話があったんですけども、その点に関してどうお考えでしょうか。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 地球温暖化で温かくなるのは別に構わないという、農家の方がそういうご意見だったということですかね。

馬場高志議員 当町に多いですね。ハウス栽培をされている方たちは気温が

上がるのは歓迎する——歓迎するというか、上がってもいいんじゃないかという意見がありましたということです。

境町長 地球温暖化の捉え方を、やっぱりきっちり正確に捉えて共有する必要があると思うんですよ。単に地球の平均気温が1度上がりました、2度上がりました、温かくなりましたねという、そういう話であつたらそんなに深刻な問題にならないだろうと思うんですけれども、もともと地球の気候システムが、これまで100万年ぐらいの間安定していたのが、人為的なCO<sub>2</sub>が原因で、これまでの地球が経験したことのないようなスピードで平均気温が上がっていると。そうすることで気候のバランス自体が崩れて、議員もご承知のように近年の集中豪雨であつたりとか、台風の肥大化であつたりとか、そういうような非常に深刻な被害が出てきているという、それがやっぱり問題であるということだというふうに思っています。

やっぱり国連が言っているように、多くの科学者が心配しているのが、地球の平均気温の上昇を1.5度以内ぐらいに抑えておかないと、その後、いわゆる臨界点といいますか、ある点を超えてしまうと、気候の暴走というか、そういうのが始まる可能性がある。そうなってくると、まさに何が起こるかわからない非常に深刻な事態になるのではないかという、そういうような指摘を今されているわけでございまして、少なくとも次の世代、子どもたちや孫たちの時代に大変な状況にならないようにする、そういうことは今を生きる私たちにとって非常に大きな責任ではないか、そのことに対して私たちはやっぱりきっちり対策をとっていかなければならないというのが今回の宣言の考え方だというふうに考えております。

その温度が上がるのはいいという、そういうことに関するご認識等についても、農家の皆さん方等も含めて、今の気候変動の本当に深刻な状況等も情報共

有しながら、あわせて、やっぱり大木町の農業は、おっしゃるように施設園芸が主流なんですね。イチゴにしても、アスパラにしても、キノコにしてもですね。やっぱりエネルギーをかなり消費していると。ただ、これから本当に気候変動が深刻になってくると、化石燃料の価格が上がったりとか、そういうようなことが出てくる可能性が考えられますので、大木町が農業の町として、これからもずっと農業が持続的に続けられるようにするためには、やはり今から化石燃料に頼らない、そういうような農業のあり方について研究を始めないといけないんじゃないかと。もう今、始めないといけないという、そういうようなことも考えていますので、そういうことも含めて農家の皆さんともそういう情報を共有しながら、いろいろ今後の取り組みについては議論を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長　　じゃ、5番、古賀靖子議員。

古賀靖子議員　　今の町長の説明の中で、1点目のことでお尋ねします。行動計画を作成するチームを編成するということでしたが、今、説明の中でいきますと、農家や事業者などということは、何か大人中心のメンバーになりかねないというように感じましたので、未来の大木町を担う中学生、高校生、また大学生まで、ぜひその対策チームのメンバーに必要だと思いますので入れていただきたいと思うんですけれども、町長のお考えはいかがでしょうか。

議長　　答弁を許します。境町長。

境町長 古賀議員のご質問にお答えいたします。

非常にすばらしいご提案をいただきまして、ありがとうございます。本当に、やっぱり若い人たちが自分のこととして考えるべき問題だというふうに思いますので、ぜひ、この気候変動に関する今後の対策についての委員会等については、子どもたちも入っていただくような、そういうような仕組みをぜひつくらせていただきというふうに考えています。聞くところによると、長野県が宣言をされたのも、若い人たちが、やはり今、気候変動に対して県として動いてくれという、そういうような声に押されて議会のほうで議決をされたというふうに聞いています。世界の動きを見ても、非常に若い人たちが、自分の未来に対する、将来に対する不安を抱えて、この問題に対して積極的に動いているという、そういうような状況があります。本当に若い人たちと一緒に、若い人たちの未来のことを考えて大人も一緒に取り組める、そういうような形になればすばらしいなというふうに思います。

以上でございます。

議長 よろしいですか。では、次、7番、益田隆一議員。

益田隆一議員 先ほどの町長の答弁のとおり、再生可能エネルギーへの転換、化石燃料を使わないという方法をとられるということでございました。私も、以前からいろいろ申し上げていますが、この再生可能エネルギーというのは、今現在、太陽光が主になっていると思いますが、いろいろありますね。水力、風力とか、地熱とか、いろいろあると思うんですが、本町に限りましては、この風力に関してはなかなか難しいと。水力は堀がなかなか水が動いてないのに難しいと。現実的ではない。地熱はまずない。となると、もう一つのこのバイ

オマス、ここは以前、私も議会で申し上げたことありますが、この大木町にはキノコ産業、年間1万トン以上の廃菌床が出ております。これは以前から問題になっておりまして、キノコ産業もどうにかこれを有効活用したいという声も上がっております。隣の大川市に限りましては、1日約6トンぐらい木くずが出るという話を伺っております。これを有効利用して、大川柳川衛生組合筑水園が実際その木くずを使って、年間5,000万ぐらいの重油代が軽減できたと、実際できているという話を聞いております。

それを踏まえまして、この大木町も、いろいろ、この廃菌床やら、稲わらやら、そういうものを有効利用する 때가来たのかなと。町長がこれだけ宣言されて、化石燃料からの転換ということであれば、ここにもやはり着手すべきではないのかなと。今後の町長の見解を伺いたいと思います。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 益田議員のご質問にお答えいたします。

すばらしいご提案をいただきまして、ありがとうございます。とにかく地域にあるもの、利用できるものをまず利用するという事は非常に重要なことで、益田議員ご指摘のように廃菌床であったり、稲わら、麦わらであったり、特にそういう麦わら、稲わら類については、農家としてはどうしても焼却しないと、次の作付に影響してしまうということで焼却することも多くて、そのことが地域住民の皆さんの迷惑になったりとか、そういうことも散見されるわけでございまして、そういうものを有効に使える仕組みができれば、本当にすばらしいなというふうに思っております。そこら辺については、ぜひ今回の宣言をきっかけに積極的に研究を進めてまいりたいと思います。そういうものを、例えば

麦わらをペレットにしてハウスの燃料に使えたら素晴らしいですし、そういうことをぜひ研究をしていきたいと思っていますし、あともう一つ、バイオマスは非常に有効だと思っています、例えば八女とかの山林がかなり荒廃をしているという状況がある。間伐材が利用されていないという状況があります。

先ほどちょっと触れましたけれども、例えば掘割の護岸にそういう近くの材木を使うことで、くいとして使えば、それはその炭素をそこで貯留するわけですから、それだけでも効果がありますし、言われるようにそういう近くの山村とコラボレーションすることでバイオマス燃料を使う仕組みをつくる、それはこの地域の循環圏をつくるということ、地域連携につながりますので、そういうことも当然、具体的には検討していけるんだらうというふうに考えています。そういうことも、ぜひ今後、具体的に検討をしてみたいというふうに思います。ありがとうございます。

議長 よろしいですか。ほかにございますか。2番、野口裕子議員。

野口裕子議員 お尋ねいたします。

気候非常事態宣言については、内向きに考えるべきではないと考えます。大木町がこれまで取り組んできた環境の町としての取り組みで、町民に委嘱された環境審議会、またごみゼロ推進協議会で、この気候非常事態への説明、もしくは委員からの提案や質問などはあったでしょうか。私は、長野県白馬村が高校生の活動で村が動いたということに、本当に大変意義のあるものと考えております。今回の提案理由にある町民と共有し、対策し、チームを編成して環境と経済が両立していくまちづくりに挑戦していくというスタンスに大変期待していますけれども、その今までの審議会とごみゼロ推進協議会等での内容につ

いて、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長 答弁を許します。益田副町長。

副町長 野口裕子議員のご質問にお答えします。

環境審議会とごみゼロ推進会議、この分につきましては、会議がある際に、この気候非常事態宣言について検討しているという情報についてはお伝えをしたところです。今後、まちとしても、もったいない宣言に引き継いだ温暖化対策にさらに力を入れていきたいと、それにおいてこの気候非常事態宣言は重要だというようなお話はさせていただいております。ですので、今後、さらに審議会、あるいはそのごみゼロ委員さん、今まで環境を支えていただいた皆さんと一緒に情報共有しながら、次のいろんなアイデアまでいただければ非常にありがたいので、いろいろな意見交換をさせていただきながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長 よろしいですか。ほかにございますか。11番、小島裕司議員。

小島裕司議員 大変すばらしい宣言案だと思っております。この中で、先ほど町長が提案理由の中で4項目上げられました、情報の共有、それから適応策、それから緩和策、協働の取り組みということで上げられたかと思えます。どれも非常に大変重要な項目で、どれか1つを外すということではできないのではないかと考えております。ただ、このパリ協定の中では、人間活動による温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするという大変重要な目標があるかと思えます。

再生可能エネルギーよりかは一酸化炭素の排出量をどうやって減らすかと。だから、いわゆる省エネルギーに対する対策が最重要になっていくのではないかと考えています。

ここで町長の考えをお伺いしたいんですけども、この行動計画の工程ですね、いつから、どのような方々を集めて対策を練っていかれるのか。それから、これ予算が伴う話になるかと思えます。来年3月に令和2年度の当初予算が出てくるかと思うんですが、その中でのこれに対する予算配分なり、そこら辺をどうお考えになっていらっしゃるのか。

これは気候非常事態宣言、これイギリスが出している話なんですけれども、宣言を行うことによって、気候変動への政策立案計画キャンペーンなど対応を優先的にとるものであるということでイギリスのほうではなっているかと思えます。また、これを踏まえて国交省のほうでも、気候風土の特殊性を踏まえて、地方公共団体が独自に省エネ基準を強化できる仕組みを導入することができるというふうになっております。この辺、まだ宣言案なんで、そこまで具体的に詰めていらっしゃるかと思うんですけども、もうちょっと具体的に進め方ですね、方向性をもう少し具体的に教えていただければと思っております。よろしく願いいたします。

議長　それでは、答弁を許します。境町長。

境町長　小島議員のご質問にお答えいたします。

まず、CO<sub>2</sub>の発生を実質ゼロにするという、そういう目標を世界で共通目標として掲げよう。そうしないと気候変動の影響がやっぱり大きくなるという、そういうことなんですけれども、もちろん小島議員が言われましたように、

1つは省エネというか、できるだけエネルギーを使わないというようなことが、まず1つ大きな対策になってくると思っていますし、ただ、エネルギーゼロというのは無理ですから、やっぱりエネルギーはどうしても使わないといけないので、使うエネルギーに関しては、カーボンニュートラル、いわゆる化石燃料によるエネルギーにできるだけ依らないようにする、そのために再生可能エネルギーであつたりとかを使っていこうと。この2つは当然重要な柱になってくるといふふうに考えています。

それぞれこの対策をどうするか。国によって、地域によって、それぞれ置かれている状況等が違いますので、それぞれの取り組み方というのは変わってくると思うんですけども、先ほど来ご質問に出ているように、やっぱりうちのこの取り組みの大きな特徴というのは、住民の皆さんといかに協働をつくり上げていくのか、この問題を共有して、先ほどのご質問のように若い方も含めていかに協働をつくり上げていくのかというのが非常に重要な、うちの取り組みの特徴になってくるのではないかなというふうに考えています。

そういうことで、具体的にどのようなそういうプランをつくっていくかということで、まずはそういう住民委員会、以前、循環のまちづくり委員会等で、そういうごみ減量等についての協議をさせていただいた経緯もございますし、そういうような委員会をつくる、もしくはその関連の、例えば農業の専門部会であつたりとか、そういうものをつくって、町民の皆さんととにかくそこら辺についての話し合いをしていくという、そのプロセスが非常に重要なことだというふうに考えております。

それと、当然予算を伴う部分も出てくると思います。まずはそういう委員会をするに当たっての委員さんたちに対する報酬等も出てきますし、具体的な対応策に関して、例えば庁舎の今後の省エネ対策をどうしていくのか。これにつ

いてはできるだけ効率的にやっていかないといけないので、思いつきであれやれ、これやれじゃなくて、少しやっぱり計画的に、投資が無駄にならないような形でやっていく必要があると思うので、これについてもしっかりと計画をつくった上で取り組んでいく必要があると思いますし、いずれも予算を伴うものに関しましては、議会のご承認をいただければできませんので、そういう部分については議会の皆さんともご協議をしながら、大木町の財源も限られています、ほかにもたくさん必要な事業もございますので、そういうものとの整合性とかも考えながら、ただ、この気候変動対策はやっていかなければいけないという強い決意を持って取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長 11番、小島裕司議員。

小島裕司議員 関連ではございますが、質問を投げかけていいのかどうか、ちょっと迷っておりますけれども、ぜひ教育長にもお尋ねしたいと思っております。この気候変動に関しては、やはり教育の現場でもしっかりと教えていかなければいけない、研究していかなければいけない、学んでいかなければいけないと思っております。これを来年度から、せつかく町長が気候非常事態宣言をやられるので、教育現場でどのように生かされていくのか。また、これに関しても予算も伴うかと思っておりますので、ぜひ執行部には遠慮なく教育費を要求していただいて、子どもたちのために環境に対する非常事態宣言を学ばせていただきたいなと思っておりますので、その辺の決意をできればお聞かせいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長 答弁を許します。北原教育長。

教育長 失礼いたします。小島議員、そして先ほどご質問いただいた古賀靖子議員のご質問にもあわせて答弁したいと思います。

まず初めに、古賀靖子議員から出されました、この委員会の中に子どもたち、生徒を加えてはというご意見、ご提案をいただきました。非常に貴重な意見だと思います。実際に子どもたちが委員の中で参加するというのもあれば、もう一つ、子どもたちの意見を吸い上げるという、子どもたちの提言を取り上げるという方策もあるだろうと思って、私も新鮮な感覚で環境問題を捉えて、そして自分たちで提言する、それが地域づくりに生かされる、環境問題に生かされるということは、これからの主体者意識を持った非常に大切な取り組みだと考えております。

それから、小島議員から今ご質問がありましたように、本町は環境教育、環境問題に対しては、非常に先駆的な取り組みをしているのではないかなと思います。特に大木町の主要施策であります環境問題に対しては、必ず小学校の教育課程の中に、中学校の教育課程の中に組み入れて、系統的に環境問題に対応できる教育、環境教育に取り組んでいるところです。

先日、10月に大木中学校が、環境、それから地域の自然、老人・子どもの福祉、そういった9つのテーマで、3年生が境町長に提言するという活動目標のもとに総合的な学習を展開しました。そして、校内でのディスカッションを経て、境町長に3つのグループが提起したところです。非常に子どもたちの新鮮な感覚で、まちの環境問題、自然保護について捉えているのは非常に胸を打たれた次第です。

この教育が、取り組みが、3年生の一過性の取り組みではなくて、来年度か

らもきちんとしたカリキュラムの中に位置づけられるように、そういった願いは学校のほうに伝えました。今後、子どもたちが環境を守る、環境を保全する主体者となってくれるように、環境教育の中では正しい知識や理解、そして環境を守るための思考力、判断力や発信する表現力、そして正しく環境を守るための実行力、実践力、こういった3つの力を備えた子どもを育てていきたいと考えているところです。

以上で答弁を終わらせていただきます。

議長 よろしいですか。じゃ、次、3番、原田勝議員。

原田勝議員 3番、原田勝です。

私は、もうほとんど皆さん言われたのと若干似たようなことなんですけれども、まず、大きく言えば、この気候非常事態宣言、これは大変いいものだと思います。ただし、まず住民、後から住民の皆様、いろいろ説明等々すると思えますけれども、宣言だけ先走りで、先に出すのか、何か町長の思いとか、何かあるのかなと個人的には思った次第です。この12月議会でどうしても可決したい思いというか、何かあるのでしょうか。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 原田議員のご質問にお答えいたします。

本当、この気候非常事態に関して、実際、近年の災害の発生状況、さらに世界の動き、国連からの警告、そういうものを受けて、やはり私、首長として、この問題はとにかく緊急な問題で、看過できないという判断をさせていただき

ました。大木町はこれまで、もったいない宣言を含めて環境の取り組みをやってきたわけですが、目標としては、やっぱり子どもたちの時代につけ残さないという、そういうまちづくりをやっていこうという、そういうようなことで取り組ませていただきました。

この問題については、本当に非常に深刻な状況であるので、この問題について、私の考え方として、ぜひこの宣言を公表させていただいて、その上で町民の皆さんと一緒に、この気候非常事態についての情報共有であるとか、今後の対応であるとか、そういう具体的な対策を協議させていただきたいというふうに考えたところでございます。これは本当に、今、気候非常事態宣言を公表している自治体も急速に広がっております。世界的にはもう1, 200を超えて、月に100とか200とか、そういうスピードで広がっています。世界がそういう危機感を今、共有しているときであるので、大木町としてもぜひこの機会にこの気候非常事態という形での取り組みについて、認識について宣言をすることで、内外にその意気込みというか、その決意を示したいということで、今回提案をさせていただきました。

以上でございます。

議長 よろしいですか。それでは、12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 地球温暖化対策というのは本当に大切なことでございます。それは私たち議員だけでなく、国民みんなが大体感じているところだとは思っております。しかしながら、この町長の提案の理由の中で、やっぱりまだまだ理解できないところがたくさんありますので、その点についてお尋ねをしていきたいと思っておりますので、ちょっと時間が長くなるかと思いますが、よろしく

お願いいたします。

現在、大木町においてのCO<sub>2</sub>の排出量と、またその将来、2050年で大木町の排出量をどのくらい見込まれているのか、そういった形の試算とかをやっているのか。1つずつ聞きます。一遍に言ったらわからないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 わかりました。では答弁を許します。本町の温室効果ガスの排出量の調査をやっているかどうかというふうなことでございますので、副町長、よろしいか。益田副町長。

副町長 中島議員の質問にお答えします。

CO<sub>2</sub>の排出量を全て把握しているかと言われますと、ちょっとまだそこまで把握できてないというのが実態でございます。今後、農業で言えばどれだけ化石燃料を使用しているのか、あるいは電力をどのくらい使用しているのか、庁舎にしてもそうですが、あと車の動きについてもそうです。今、さまざまな化石燃料をもとに排出されているCO<sub>2</sub>がありますので、それについてできる範囲でちょっとデータの的にも整えていきたいというふうに考えています。

現在わかっているCO<sub>2</sub>の排出量としましては、公共施設の電力から見込まれるCO<sub>2</sub>の排出量としましては、電力の使用量から換算しますと、1年間で570トンCO<sub>2</sub>を排出しているということになります。これをまず2030年までに再生可能エネルギーに切りかえていくということで、このCO<sub>2</sub>の排出量については削減されるということで取り組みを行っていききたいというふうに考えていますが、先ほど申しましたように大木町だけが取り組んでも、CO<sub>2</sub>の排出量としては微々たるものと。ただ、これが世界に広がることで、全国

に広がっていくことで効果が見えてくるというふうに考えますので、できる範囲、いろんなところで取り組みを進めていきたいというふうに考えております。以上です。

議長　それじゃ、2点目、12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員　そういった点は十分に理解しているつもりでございます。また、先ほどからも、小島議員のほうからもありましたが、そういった中で再生エネルギーで賄うということで、そういった形での公共施設にまず最初に取り組むということでございます。そういったのでやっぱり財源というのが必要であります。その財源確保はどのように考えてあるのか、町長に。

議長　答弁を許します。財源の確保について。境町長。

境町長　公共施設の電力をどういう形で再生可能エネルギーに置きかえていくのかということ、これから具体的に検討することになるので、具体的に財源で幾ら必要だということは今答えられませんけれども、これはやはりできるだけコストをかけずにというか、できるだけそういう費用をかけずに、コストをかけずに再生可能エネルギーに置きかえるためにはどうしていったらいいのかというのは、本当にこれから検討していかないといけないと思っています。ただ、その財源が幾らかかるかについて、それぞれその対策に対して予算が必要になってまいりますので、それはその都度、議会のほうとご相談をしながら取り組んでいくというふうになってくるかというふうに思っております。

庁舎の電力に関して、みやまのスマートエネルギーと連携をして、あそこが

メガ発電等を持っていますし、あと当町においても、民間の投資によるそういう太陽光発電所等の増加が見込めないかとか、卒FITの太陽光発電電力を庁舎の分に充てられないかとか、そういう形でいろいろ対応を、今後、電力に関しては考えていくということになるかと思えます。

また、そのほか、例えばこれからバイオマスエネルギーを活用するために、当然必要な研究等も出てまいりますし、そういう分については具体的な対策をとりながら、もちろん財源は限られていますので、その中でどう効果的にその対策をとっていくかについては、それは本当に具体的に検討しながら、議会と相談していくしかないというふうに思っております。幾ら財源使うとか、そういうことは今ちょっと申し上げられませんので、そういう形で対策は考えていかなければいけないというふうに思っております。

以上でございます。

議長 12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 当然、太陽光発電とか、そういった形になってきたときに、公共施設だけではなくて、町長が言われた住民との協働ということでございますので、当然住民にもそういった面での負担が行くと思います。例えば、太陽光発電を推進していく、その中で国の補助事業がある中では進んできておりますが、それ全てが100%補助事業ではございません。やっぱり各家庭の負担が出てきますので、そういった負担のところを町がどうするのか、そういったところも考えていってもらわないと、町民との協働はなかなか進まないと思います。

それから、化石燃料に頼らない温暖化対策、これも必要だと思います。19

70年、私たち二十ごろに、ブラジルのサンパウロ州のウヴェサラシティの市長さんがうちにホームステイされて、前、川村巧町長のときに表敬訪問したときに話されたのは、今、一番危惧しているのがアマゾンの密林の伐採と乱開発、これが一番の気候変動のもとになると。それから東南アジア諸国、特にタイとか、そういったところに、特に隣の大川市あたりは家具の産地で、ラワン材とか、そういったものを伐採させて、あと赤茶けた土の表面だけに被害だけをこうむっていったと、いろんなことで批判を受けておりました。そういったことで、その脱化石燃料も大切ですが、緑をふやす、そういった運動というものも大切だと思っております。そういったことで非常事態宣言の中には、そういった文言とか、いろいろ入れる必要もあると思います。

それから、まだ具体的な対策、対応というのはできていませんね。だから農業面においても、暑さに強い品種改良とか、そういったことを今から考えていく。どこで考えますか。今、自分たちが取り組めることは、農業試験場とか、そういったところに働きかけはできます。ですから、まだそういった農業団体、先ほど馬場議員も言いましたように、いろんな若い、今、イチゴの生産農家の60%が45歳以下ということで、若い世代が育っております。そういった中で、やっぱりそういった農業団体、それから商工業、商工会とか、そういった団体とか、そういったところのまず最初に行動計画チームをつくる中で理解をいただいて、そうした中でみんなでつくり上げた宣言をする必要がないかと思っておりますが、いかがですか。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 気候変動の原因が、もちろん化石燃料というか、CO<sub>2</sub>が発生する

ことによるものと、もちろん緑をふやすというか、CO<sub>2</sub>を吸収する対策も重要だと。もちろん京都議定書の中とかにおいても、そういうようなシステムもたしか入っていたと思います。ですから、バイオマスを使うということで、例えば森林を保全するとCO<sub>2</sub>の吸収能力が上がるので、適切に木材を使いながらCO<sub>2</sub>の吸収量をふやしていくというのは、これはひとつ重要な対策になってくると思うので、先ほど答弁しましたように、バイオマスの利用であったりとか、そういう緑をふやすための近隣の地域との連携であるとか、そういうのは当然必要になってくるのかなというふうに思っております。

あと、住民の皆さんとの協議が先じゃないかというご意見だったと思うんですけども、宣言というのは自治体、行政として目標を示す一つですね。今、気候変動というのが非常に深刻な状況に來ているので、自治体としての姿勢として、その気候変動の影響をできるだけ少なくするような、そういうような行動をしようという宣言。その宣言に基づいて住民の皆さんにも参加をしていただいて具体的な対策を考えていこうという、そういうようなものだというふうに理解をしています。宣言というのはそういうような形のものだというふうに理解しますので、今回、その気候非常事態宣言というのは、これから行動を起こすんだという、そういう決意を表明しているものだというふうに考えておりますので、そういうことでぜひご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長 12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 宣言がされるのだということで理解はしておるつもりですが、

やっぱりそういった宣言をすることによって住民に不安を与える、そういったこともあるということで、十分に話し合いをして、みんなに理解していただくためには、まず話し合いが先じゃなかったかということでございます。きょうの新聞にもちょっと載っていました。もう皆さんご存じだと思いますが、東京ガスの大手の内田社長のインタビューが載っております、あそこが今、九電と一緒に火力発電所をやるということでやっておりますが、やっぱり化石燃料は負荷が大きいということで、塩化ガスに変えるということできょうの新聞にも載っております。

また、そして茨城の鹿島、それから五島沖に風力発電でということで載っております。ちょうど全体に前向きに進んでいるかなと。そういったことで、今、COP25もあっておりますけれども、まず国が指針を示す。国がきちんとした削減、目標とか対策、そういったことをすると思いますので、国の動向にもやっぱり注視をしていかないといけないし、自分たち、小さな自治体が動いて国を動かすことも一つの手だてにもなるかと思いますが、まずは国のほうにそういった宣言も必要ですけれども、陳情書とか意見書とか、そういった方法もあると思いますが、いかがでしょうか。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 議員ご指摘のように、この気候変動対策というのは、本当に全世界が参加をして協力してやらないと、なかなか効果が得られないということだと思います。ですから、当然そういういろんな国が全て参加をしていただいて、本当に協力してやっていく必要があると。大木町としては、これまでの環境の取り組みもやってきたということもございますので、ぜひその戦列に加

わりたいということで、今回宣言をさせていただくわけでございます。もちろん、その宣言をするということについては、近隣の自治体と、宣言をした自治体もありますし、恐らく準備している自治体もあると思うので、そういうところとの連携、もしくはそういう国に対して宣言した自治体として、やっぱり気候変動に対する取り組みをもう少し強化すべきじゃないかとか、そのための例えば予算の確保であるとか、そういうことも当然お願いしていくことになってくるんだろうというふうに思っています。

国も今、たしか2050年までに80%削減をするという目標を掲げていまして、世界で言えば、まだそれでは足りない、やっぱりそれでは気候変動に対する影響がまだまだ大変だというような多分見解を示して、今、COP25のほうで話し合われていると思うんですけども、そういう中で大木町としては、気候変動に対する非常事態という意識、認識を表明することで、とにかくそういうところに対する戦列に加わることで、周辺に対する協働の呼びかけであるとか、もちろん、おっしゃられたように国に対しても、そういうような形での働きかけ等も当然やっていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

議長　ほかに質疑ございませんか。10番、古賀知文議員。

古賀知文議員　すみません。私、ちょっと一身上の都合で歯がないものから、きょうマスクで失礼いたします。

この気候非常事態宣言なんですけれども、私は、もう既に遅いと思っています。というのが、きのう、COP25で、小泉環境大臣が、火力発電は中止するとはっきり申し上げてもらいたかったんですが、残念ながら今の政権、ひい

てはアメリカですかね、忖度されたのかわかりませんが、もう私、個人的には非常に残念だったと思うし、恐らく日本の皆様が、化石燃料を要するに廃止しない国とレッテルを張られたということで、非常に残念な気持ちがございます。

その中で、今、長野県が地方自治体として手を挙げたということは、非常に大変な判断ではなかったろうかなというふうに思っております。ましてや、大木町というのは、日本でも有数の環境のまちというのを自負しておりますし、そういう面では私は遅かったのかなというふうに思っているぐらいです。

そして同時に、一番大事なのは、今後、じゃ、大木町がどういうことができるんだと。現時点でできることしかできませんので、そういうことを子どもたち、若者を中心に考えて、それで、先ほども申し上げられておるんですけども、これが日本の国の政治を動かすようなうねりになっていただければいいなと思っております。ぜひ、これは早く進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長　意見ということでよろしいですかね。

古賀知文議員　はい、よろしいです。

議長　ほかに質疑ございませんか。1番、馬場高志議員。

馬場高志議員　今までの話を聞いていると、2つちょっと話がかみ合っていないんじゃないかと思って、1つは地球全体のことをおっしゃっていらっしゃる方と、もう一方では大木町の課題中心に考えていらっしゃる方と、意見として

出ていたと思うんですけれども、私個人としては、皆さん執行部の後ろに額縁が張ってあります。主権在民と書いてあるように、ここの議会は大木町の町民の方のために議論をする場であるというふうに思っているのですが、地球全体のことをここで議論するのは、ちょっとずれているのではないかと思います、いかがでしょうか。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 いや、今、地球全体のことを話すことと大木町のことを話すことと切り離して考えているわけでは決してないと。今、大木町も当然地球の中の一地域でありますから、その一地域として、今の状況を踏まえて大木町がどうするかということをお話し合っているというふうに私は解釈をしています。そういう意味では、大木町としても今の状況を踏まえて、きちっとこの気候変動に対する対策については、町民の皆さんとしっかり考えて取り組んでいく必要があるんだということを、今、この宣言で決意をしたいということをご提案申し上げているわけでごさいます、馬場議員がおっしゃるように地球全体のことと大木町のことと切り離して考えているとか、そういう状況ではないと思います。それはもう背景としてそういう背景があって、大木町としてやっぱり次世代のために、今、町として何をせんといかんとかということを決意するということがこの宣言の趣旨でごさいますので、そういうことをご理解をいただきたいと思えます。

以上でごさいます。

議長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第62号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

異議あり

議長 12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 議員全体の、やっぱりこういった採決する場合は、こういった宣言は全員が賛成に回らんといかんということで、これちょっと置いて、議員みんなでの話し合いをちょっと持っていたきたいと思うんですが。

議長 それでは、異議がありましたので、暫時休憩をいたします。すみません、議員の皆様は、ちょっと全協室のほうにお願いをいたします。

休憩 11時58分

再開 12時05分

議長 それでは、再開をいたします。

先ほど、委員会付託の省略に異議がございましたので、起立によって採決を行います。本案については、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立願います。

## 起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第62号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

## 討論あり

議長 討論は、まず、原則として反対意見の方からの討論を述べていただきたいと思います。11番、小島裕司議員。

小島裕司議員 反対という話ではないかと思うんですけども、この条例というか提案につけ加えていただきたいのが、まず、町長がおっしゃられた2点目の対応策で、災害に対する備えや災害が発生した場合の敏速な対応策等を再検討する必要があると。やはりこの非常事態宣言、来年度、温度が下がるという話ではないかと思います。もう10年、20年かけて、やっと温度が下がる話ではないかと。そうしたら来年もやはり災害が発生する可能性は非常に高い。まず、どうやって住民の生命を守るか、そこが一番重要な話ではないかと思っています。この宣言と同時に、この守る対策を議員の皆さんも考えていただいたほうがいいのではないかと考えておるところです。よろしくご検討をお願いいたします。

議長 次に、賛成の方の討論を求めます。10番、古賀知文議員。

古賀知文議員 議案第62号気候非常事態宣言について、賛成の弁を述べさせていただきます。

ご承知のとおり、近年、毎年のように我が国では集中豪雨や台風により甚大な災害を受けています。それも過去のものに比べ規模がはるかに大きく、しかも史上初めての場所で起きています。テレビなどで被災地の人々のインタビューでは、こぞって「今まで数十年生きてきたが初めての経験」と答えています。また、インフラの管理者は「設計上、想定外の確率である」を連発しています。

ことし、世界中で最も大きな被害を受けた国は日本だそうです。以前から温室効果ガスの排出による地球温暖化と気候変動の相関については、多くの専門家により証明されており、国連も各国に排出量の抑制を呼びかけてきました。本日もスペインのマドリードで、COP25により排出量削減の目標の上積みと協議しています。

大災害による甚大な被害は、世界各地で多くの人々の命を奪っています。また、オーストラリアの森林火災によるコアラの焼死や氷河の凍結による北極グマの激減など、動植物にも多大な影響を与えています。

経済面でも、我が国では10月から消費税を10%にアップして、財政のてこ入れを行いました。がしかし、災害による復旧・復興の費用は、はるかにそれをしのぐ額と聞き及びます。

近隣の朝倉市、東峰村、JRの日田彦山線などの一部の復旧は、いまだに終わっていません。関東・東北地方の災害による被災者の中には、仮設住宅で年を越す人が大勢おられるのではないのでしょうか。毎年このような甚大な災害が起きるかもしれないと思うと想像を絶します。

世界の中でも経済大国と言われる国が、限定された地域で、限定された目的のために温室効果ガスを大量に排出し続け、経済効果を上げようとしています。

一方で、世界中の至るところで気候変動の影響による大災害で莫大な費用を費やしています。世界規模では大変な損失であります。何よりも地球温暖化は世界中の子どもや若者の希望や未来をも奪ってしまうのです。このような愚策を阻止しなければなりません。

最近、長野県が非常事態宣言を行ったということを知りました。大変重い判断であったろうと思います。なぜなら、CO<sub>2</sub>排出削減に消極的な安倍政権に対し、地方の意思を正面から堂々と述べたのですから、環境のまちを自負する大木町も早急に気候非常事態宣言を行うべきと考えます。

同時に、地球温暖化を食い止めるためには、大木町として何ができるか、何をすべきかについて、町全体で話し合い、取り組んでいくことが最も重要なことだと考えます。

以上、私の賛成の発言を終わります。

議長　ほかに討論者はございますか。12番、中島宗昭議員。原案に対する反対ということでお願いいたします。

中島宗昭議員　反対ではないんです。

議長　原案に対しての反対の……

中島宗昭議員　私は、反対というのは、きょう可決するのがちょっと待ってくれという反対意見を述べます。というのは、先ほど意見を申しましたように、さっき馬場議員がイチゴ農家のことをちょっと話されましたけれども、なかなかイチゴ農家、イチゴを栽培するにおいては二酸化炭素が必要ということで、

逆に二酸化炭素の発生装置なども補助金で入れてやっております。そういったことで、いろんな団体とかいらっしゃるから、そういった中での行動計画の中にそういった方々も踏まえた中で、そしてみんなが理解して、少しでも温暖化を防いでいこうという、そういった機運の中でこの宣言をしていただきたいと思うから、きょうの採決は、ちょっと私は待っていただきたいということの反対でございます。

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。6番、北島好昭議員。

北島好昭議員 宣言に賛成の立場で意見を申し上げます。

ただ、今、中島議員だったり、小島議員であったり、原案に反対という鮮明な意思表示がございませんでしたので、なかなか賛成というのも言いづらいような雰囲気ではありますが、私は、宣言が議案として議決されることに同意をいたします。

それは、本日の町長の提案理由にもありましたとおり、宣言した後に、じゃ、町民、あるいは事業者、農業者にどういった協力を求めていくのかという中で、やっぱり農業はとりわけ施設園芸をやっている方、あるいはキノコ産業をやっている方、あるいは産業活動をやっている方についても、生産活動に一定の抑制なりというのを求めていく必要が出てくるかもしれませんし、一般の町民の方についても、一応生活の中で一定の抑制をお願いすることも出てくるかもしれない。そういったことを踏まえれば、行動計画策定の中に、そういったあらゆる人たちの参画を得て行動計画をつくっていくということを、これきちんと提案理由の中で明確に町長は表明しているわけですから、それを担保とし、宣言については同意をいたします。

ただ、私が1点危惧をするのは、世界一の消費国であり、また世界一の排出国だと思うアメリカ合衆国が、なかなか同じ方向を向いていないということについて、じゃ、そういった状況の中でどれだけ効果があるものなのかという部分については危惧をしておりますが、それがアメリカを除く他の国で盛り上がり、アメリカを動かすという流れになれば幸いというふうに思っています。

以上で賛成の発表を終わります。

議長　ほかに討論ございますか。1番、馬場高志議員。

馬場高志議員　反対のほうから述べさせてもらいます。

大木町をちょっと考えたときに、きのうちょっと、夜、大木町の上空の写真を見てみました。グーグルアースとあって、飛行機から、上から見た図が見えるんですけども、大木町は緑が多くて、水路があって、本当のどかな平野にあるんだなと思いました。

宣言に関して言えば、まず、私が個人的に思うのが、人口がふえていて産業がどんどん伸びているようなところであれば、規制をふやすべきだと思っております。ただ、人口がこれから先、減っていく、産業等についても縮小をしていくような場所では、規制緩和が大切だと思っております。ちょっと大げさな話になるかもしれませんが、この宣言は、少なくとも規制にかかわる宣言だと思いますので、うちの大木町ではやるべきでない、反対だと思っております。

議長　次に、賛成の意見の討論を許します。5番、古賀靖子議員。

古賀靖子議員 気候非常事態宣言に関する声明、私も賛成いたします。賛成の理由としまして、まず、大木町が平成20年にもったいない宣言を公表して以来、住民とともに環境問題、ごみ問題に取り組んできました。そして、これらの活動に対し、全国から環境先進地として注目を集めるとともに、総務大臣賞であるふるさとづくり大賞を受賞しました。これは本当に名誉があることだと思っています。これらの取り組み及び内外からの評価が、町民一人一人の大木町の誇り、魅力となっています。特に若い世代から「大木町ってすごいね」という言葉を聞くたびに、本当にうれしくなります。

今回の宣言は、町民と一緒に実践してきたこれまでの取り組みを一步前進させることと思いますし、新たな方向性を町内外に示し、知らせることができる有効な手段だと思っています。

また、先ほど町長の説明にもありましたように、異常気象による自然災害が日本の至るところで発生しています。先ほど古賀議員もおっしゃったとおり、COP25では、ドイツの環境NGO、ジャーマンウォッチが、2018年の気象災害による災害の被害国が日本であると報道されました。本当に時間的猶予はないと思っています。私たちの子どもたち、孫へ、地球温暖化のつけを少しでも減らすようにしなければなりません。それが私たち大人の大事な責任だと思っています。この気候非常事態宣言は、大木町が全国初でなかったことがとても残念です。これらの具体的な行動計画については、今から町民と丁寧な対話を重ねながら、大木町らしい持続可能なまちづくりを、ぜひつくりたいと思っています。これが賛成の理由です。

議長 ほかに討論者ございませんか。7番、益田隆一議員。

益田隆一議員　私も賛成のほうからの討論をさせていただいてよろしいでしょうか。

早く決をとってくれと言わんばかりの雰囲気の中、この話をさせていただきたいと思うんですが、きょうの朝、午前中もニュースがちょうどCOP25ですからね、小泉環境相もセクシーな発言をされた後で、大変タイムリーな時期にこの発言をされるというのは、本当にいいタイミングで大木町が発表できたなというふうに思います。

ただ、前回のもったいない宣言のときも全国で2番でした。1番ではございませんでした。今回のこの宣言も、残念ながら1番ではなく、壱岐、長野の後、どうしても私から見ますと、後出しじゃんけんのような、出せば勝つだろうと、そういう雰囲気につかったような感じが否めません。その点がございまして、今回の宣言に関しましては、若干ちょっと強引な部分も散見されるようなところがございます。

といいますのも、先ほどから皆さんがいろいろ言われましたとおり、議員の中には全員が、全てが賛成できる部分がない部分もございます。私は賛成ではございますが、先ほどのような後出しじゃんけんではなく、先出し、もうこれ出して我々はやっていくんだという熱意がなかなか感じ取られない部分がございます。これは予算に関してもそうです。予算の話になりますと飛びますが、こういう国の予算があるからこの事業をやるのではなくて、まちが税金を出してまでもこの事業をやり抜くという熱意がなければ、予算があるからやると、周りがやっているからこの宣言するという宣言では、なかなか熱意は伝わらないのではないかと、これは皆さんが多分言いたいことではないのかなと思います。

そういうところを踏まえて、ぜひ今回の宣言をもって、町長が熱意、首長が熱意出すべきではなく、全員の執行部がこれをしていくんだと。宣言されて

いますよね。日本一のリサイクル率を誇ると。そのために目指すということ  
言われておりますものですから、ぜひ執行部の皆さんが一丸となっ  
てやっていたきたいなということを意見でまとめたいと思います。

以上です。

議長　それでは、討論を終結いたします。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。日程第12、議案第62号気候非常事態  
宣言については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　起立多数です。したがって、議案第62号本案については、原案のと  
おり可決されました。

気候非常事態宣言が可決されましたので、町長より気候非常事態宣言文を朗  
読いたさせます。境町長。

境町長　宣言文を朗読する前に、先ほど来からの議員各位のいろいろなご意  
見については、しっかりと胸に刻み、議員各位のご意思をしっかりと実現してい  
くように尽力を尽くしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

気候非常事態宣言、朗読させていただきます。

近年、地球温暖化が原因の気象災害が激しさを増しています。強い台風や集中豪雨、干ばつや熱波など異常気象による災害が世界各地で発生し、多数の死者を含む甚大な被害をもたらしています。

国連 IPCCによると、地球の平均気温は産業革命前から既に1度上昇しており、2018年発表の1.5度特別報告書の中では、世界への気候変動による影響の甚大さと対策の緊急性を改めて強調し、最小限の影響に食いとめるための1.5度の気温上昇まで、早ければ10年後にも到達すると警鐘を鳴らしています。

今後、地球温暖化は間違いなく深刻化し、次世代への影響が心配されます。本町は、地球温暖化による影響の深刻さを踏まえ、2008年に大木町もったいない宣言（ゼロウエスト宣言）を公表し、住民との協働で持続可能なまちづくりを目指してきました。しかし、ここ数年の地球温暖化に起因する気候変動の影響は、まさしく危機的な状態であり、人間社会や自然界にとって脅威となっています。

この状況を踏まえ、本町は、国連 IPCCが提唱する2050年までに、温室効果ガス排出量実質ゼロ社会の実現を目指し、ここに非常事態を宣言するとともに、下記に掲げる温暖化対策に全力で取り組んでいく決意を表明します。

1、気候変動が非常事態であることを住民と共有し、もったいない宣言の精神を継承して、環境と経済が両立した持続可能なまちづくりに挑戦します。

2、深刻化する自然災害、猛暑による健康被害や農業への影響など、気候変動に対する適応策を推進します。

3、2030年までに公共施設の使用電力を全て再生可能エネルギーで賄うとともに、住民との協働により脱炭素社会の実現に向けた取り組みを強化しま

す。

4、同じ志を持つ世界中の人々と手を結び、日本政府やほかの自治体に対し、温室効果ガス排出量実質ゼロ社会の実現に向けた連携を広く働きかけます。

以上、宣言します。（拍手）

議長　それでは、暫時休憩をいたします。再開を13時15分といたします。

休憩	12時25分
再開	13時15分

議長　それでは、再開をいたします。

午前中に引き続き、会議を開きます。

午前中、議案第60号につきまして北島好昭議員より質問がなされておりました。答弁が用意されておるようでございますので、答弁を求めます。杉税務町民課長。

税務町民課長　それでは、6番、北島議員の質問にお答えしたいと思います。

意思能力を有しない者の判断はどうするのかという部分のご質問かと思いますが、今回の大木町印鑑条例の改正が、後見開始の審判を受けたことで自動的に印鑑登録原票が抹消されるということが整合的ではないということで今回の改正が行われたわけでありまして、その改正に伴いまして、成年被後見人もある一定の条件を満たすことで印鑑登録ができるということの運用

が今回から始まります。

北島議員からのご質問のお答えになるんですけども、どこでその意思能力を有しない者を判断するのかということをございますけれども、あくまで、改正前が成年被後見人は欠格事項に該当するという部分で、その一部が今回の改正で条件を整えば登録することができるということになった経緯を考えまして、意思能力を有しない者の判断としては、あくまで後見開始の審判を受けたときということで、そこが判断の基準になるということでお答えしたいと思います。

以上です。

議長 6番、北島好昭議員。

北島好昭議員 わかったようでわからんようで、ならわざわざ字句を変えなくても良いのではないかという気もするわけなんです。

だから、裁判所の判定を受けた人の中にも一定の能力があるからその人には交付できるんだけど、それ以外の方については後見人という枠は外すんだけれども、その審判を持ってある方については意思能力がないということで交付の対象としませんよということですね、言っていることは。

だったら、後見人の判定を受けた人の中で、じゃ、できる人はどう区別するのか。この方に印鑑登録が発行できるという部分をどう判断するのか、判定を受けた人の中で。判定をできないということでされている方は、もう私は被後見人ですよということで当然戸籍のほうにもそのデータはあるから、発行対象者じゃないということはわかると思うんですけども。そこがいまいちちょっとよくわかりませんので、再度。

議長 答弁を許します。杉税務町民課長。

税務町民課長 6番、北島議員のご質問にお答えいたします。

成年被後見人から印鑑の登録の申請を受けた場合において認められる場合が、法定代理人が同行しており、かつ当該成年被後見人本人による申請があるときは当該成年被後見人は意思能力を有すると解しているということでの通知文をいただいておりますので、こういう条件が整ったときのみ登録が可能ということになります。

以上です。

議長 よろしいですか。6番、北島好昭議員。

北島好昭議員 それを最初に言っていただければもうそれでよかったなと思っております。

以上です。

議長 これをもって質疑を終結いたします。

日程第13、議案第63号令和元年度大木町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長 議案第63号令和元年度大木町一般会計補正予算（第3号）。

令和元年度大木町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2

億 2, 883 万 1, 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 62 億 4, 532 万 3, 000 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正) 第 2 条、繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

(地方債の補正) 第 3 条、地方債の変更は「第 3 表地方債補正」による。

令和元年 12 月 12 日提出、大木町長、境公雄。

以上でございます。

議長 職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第 63 号令和元年度大木町一般会計補正予算（第 3 号）についての提案理由を申し上げます。

本案の内容につきましては、令和元年度大木町一般会計予算に歳入歳出それぞれ 2 億 2, 883 万 1, 000 円を追加し、それぞれの合計を 62 億 4, 532 万 3, 000 円として計上するものであります。

その主なものといたしましては、歳入では、福岡県農業振興対策事業費補助金 1, 804 万 4, 000 円、ふるさと納税寄附金 5, 789 万 4, 000 円、財政調整基金繰入金 1 億 5, 000 万円、前年度繰越金 5, 961 万 6, 000 円、上水道一般会計出資債 7, 950 万円の減額。

また、歳出では、ふるさと納税の返礼品料として 2, 424 万円、大木町夢あふれるまちづくり基金への積立金として 1 億 5, 000 万円、町水道事業へ

の一般会計出資金3,950万円の減額、災害復旧のための農業機械・施設災害復旧支援事業費補助金1,804万5,000円、災害対応策としての道路舗装工事費として2,000万円、大木町運動公園の水道管布設工事費として350万円となっております。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。歳出より順次説明をお願いします。  
的場会計課長。

会計課長 歳出予算補正予算の主なものからご説明いたします。

予算書のほう、17ページ、18ページをお開きください。

1款議会費、1項議会費、1目議会費18万3,000円の補正でございます。議員の人件費として計上しております。3節職員手当等は同額でございます。内訳としましては、議員人件費として16万7,000円、一般職員人件費として1万6,000円を計上しております。

今回の補正予算には、人事院勧告に準じて行います議会議員、常勤の特別職及び一般職員の給与改定や時間外勤務手当の増減などに伴い、人件費の補正額として95万7,000円を計上しております。

以下、人件費につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

総務課長 2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費4万2,000円

の減額補正を計上しております。減額補正の主な要因は、10月に実施いたしました人事異動に伴う職員の人件費の減額でございます。

11節需用費6万2,000円の補正額を計上しております。8月から9月に接近いたしました台風の暴風雨により、町内に設置しております公営掲示板5カ所において破損が生じたので、修繕に要する費用として6万2,000円の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

企画課長 6目企画費で5,809万4,000円をお願いしております。

予算書のほうは、17ページから20ページにかけましてご説明させていただきます。

主な内訳につきましては、8節報償費2,434万円のうち10万円並びに9節旅費10万円は企画事務費で、第6次大木町総合計画の策定事務に係りますアドバイザーに要する謝金及び費用弁償でございます。

また、8節報償費のうち、2,424万円及び12節役務費2,071万6,000円、13節委託料1,298万8,000円は、ふるさと納税事業におきまして、当初計上予算で不足見込みの寄附者への返礼品料、送料並びにポータルサイトシステム利用料、インターネット決済手数料、それと株式会社クリエイティブおおきへの事務委託料をそれぞれお願いするものでございます。

以上でございます。

会計課長 19ページ、20ページをお願いします。

9目財政調整基金費1億5,000万円の補正でございます。25節積立金は同額です。9月の定例議会におきまして議決賜りました大木町夢あふれるま

ちづくり基金へ積み立てるものとしてお願いするものでございます。

以上でございます。

企画課長 11目まちづくり活性化推進事業費で110万1,000円をお願いしております。15節工事請負費、同額でございます。これにつきましては、校区地域コミュニティ推進事業におきまして、大莞校区コミュニティセンター研修室の空調設備が大莞保育園当時から使用していたものであり、経年劣化により使用困難となったため、新規に整備するものでございます。

以上でございます。

税務町民課長 2項徴税费、1目税務総務費37万1,000円の減額補正をお願いしております。19節負担金補助及び交付金1,000円の補正です。これは、福岡県軽自動車税協議会の負担金が消費税増税により負担増になった分を最終的な金額を提示され、臨時の総会で承認されたため、大木町の負担金の不足額を補正するものであります。

21、22ページをお願いいたします。

4項選挙費、2目選挙啓発費6万2,000円の補正をお願いしております。8節報償費、同額です。これはポスターコンクールへの応募者が昨年を大きく上回り、149名の応募があり、参加賞の不足分を補正するものであります。

3目参議院議員選挙費100万5,000円の減額補正をお願いしております。支払い額の確定により、不用額を減額するものです。1節報酬から18節備品購入費までの減額をするものです。

続きまして、4目県知事・県議選挙費99万9,000円の減額補正をお願いしております。これも支払い額が確定し、不用額が生じたための減額をお願い

いするものです。7節賃金から、23、24ページをお願いいたします。16節原材料費までを減額するものであります。

5目町議会議員選挙費369万2,000円の減額補正をお願いしております。無投票による不用額の減額をお願いするものです。1節報酬から16節原材料費までを減額するものでございます。

以上です。

福祉課長 3款民生費、次のページをお願いします。

1項社会福祉費、1目社会福祉総務費2万円の補正をお願いしております。内訳は、23節償還金利子及び割引料として1万円です。内容としまして、地域福祉支援体制の充実事業において、前年度、福岡県地域自殺対策強化交付金の確定に伴う県への返還金でございます。

5目障害者福祉費280万6,000円の補正をお願いしております。内訳は、20節扶助費として92万6,000円の補正をお願いしております。内容としまして、障害者自立支援事業で新たに障害児対応の坐位維持装置、車椅子等給付申請があったため、追加補正をお願いするものでございます。

次に、23節償還金利子及び割引料として188万円の補正をお願いしておりますが、内容としまして、障害者自立支援事業の前年度障害者自立支援給付費負担金返還金37万2,000円、同じく障害者医療給付事業の前年度障害者医療費給付費負担金として150万8,000円でございます。いずれも国庫負担、県負担の額の確定によりお願いするものでございます。

以上でございます。

健康課長 10目国民健康保険費6万2,000円の補正をお願いしており

ます。28節繰出金として同額でございます。一般会計から国民健康保険特別会計への繰出金でございます。給与改定に伴う職員の人件費分でございます。

27ページ、28ページをお願いいたします。

11目健康福祉センター費20万3,000円の減額補正をお願いしております。18節備品購入費として同額でございます。本予算は、健康と運動機器の老朽化のため、スポーツ振興くじ助成金を活用し、新たに購入した機器3種類、4台の入札において入札額が予算額を下回ったため、減額補正するものです。運動機器は、腹筋を強化する筋トレマシン、クランチ1台、背筋を強化する筋トレマシン、バックエクステンション1台、有酸素運動機アセントトレーナー2台の合計4台です。予算額505万2,240円、入札額484万9,200円、t o t o補助額387万7,000円であり、購入金額の約8割が補助金となり、残額はNPO法人アクアスポーツクラブが負担することとなります。

以上でございます。

福祉課長 12目介護保険費808万9,000円の補正をお願いしております。内訳は、19節負担金補助及び交付金として773万円の補正をお願いしております。内容としましては、グループホームの防災改修等を支援する事業補助金です。利用者等の安全性確保等の観点から、エレベーターの設置改修工事に係る補助金となっており、全額国庫補助となっております。

次に、23節償還金利子及び割引料としまして35万9,000円の補正をお願いしております。内容としましては、前年度介護保険広域連合地域支援事業に係る実績額確定により、交付金が超過していた分の返還金でございます。

以上でございます。

こども未来課長 2目児童福祉費、主に保育士確保及び質の強化事業、子育て支援拠点事業の包括支援センター開設準備として621万8,000円の補正をお願いしております。

説明欄の事業ごとに説明させていただきます。

まず、保育所等運営費につきましては、幼児教育・保育の無償化により初年度経費を全額国庫負担とするものが、特例交付金となるための財源内訳補正を行うものです。

次のページをお願いいたします。

次に、保育士確保及び質の強化事業として30万円の補正をお願いしております。19節負担金補助及び交付金の同額で、保育士就職促進事業として町内の保育所、認定こども園、小規模保育所・事業所に新たに保育士を雇用された場合の補助が当初予算では4名分でしたが、今年度7名となり、3名分を増額するものです。

子育て支援拠点事業として591万8,000円の補正をお願いしております。子育て世代包括支援センター開設準備として、9月議会で施設整備工事の補正予算をお願いしておりましたが、今回は同じく、国・県の補助事業により開設準備を行うものです。内訳としまして、7節賃金21万6,000円は臨時雇い賃金でございます。

11節需用費500万2,000円は、消耗品費65万2,000円、印刷製本費405万円は町の子育て支援についてのパンフレット作成、封筒作成などでございます。修繕料として30万円でございます。

18節備品購入費70万円は、複写機の買い換え、事務用机、椅子等の購入でございます。

3目児童福祉施設費につきましては、幼児教育・保育の無償化により初年度経費を全額国が負担するものが特例交付金となるため、財源内訳補正を行うものです。

4目児童措置費7万7,000円の補正をお願いしております。23節償還金利子及び割引料の同額で、前年度児童手当交付金、国庫負担金の確定による返還金でございます。

以上でございます。

健康課長 4款衛生費、1項保健衛生費、31ページ、32ページをお願いいたします。

2目予防費、12節役務費から13節委託料へ491万1,000円の予算の組み替えをお願いしております。本予算は、先天性風疹症候群の発生を抑えるための国の緊急対策新規事業として、風疹抗体保有率の低い世代の男性に対する風疹予防接種及び抗体検査実施に伴う費用として計上したものであります。当初、予算科目が示されておらず、役務費として計上しておりましたが、委託料として執行するよう決定したことを受け、予算の組み替えをお願いするものです。対象者は、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性1,599名で、今年度は昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性746名にクーポン券を5月に発送しております。5月から9月までに58名が抗体検査を実施し、抗体陰性者が15名、うち予防接種完了者が9名であります。

以上でございます。

環境課長 8目地球温暖化対策事業費で27万8,000円の補正をお願い

しております。

今回の補正でございますが、先ほどご承認いただきました気候非常事態宣言の推進に係る補正でございます。内訳といたしましては、8節報償費としまして5万円をお願いしております。深刻化する気候変動の非常事態に関する町民の方々への周知、啓発の一環といたしまして、講演会を開催するための講師謝金としまして今回お願いするものでございます。

次に、9節旅費としまして9万8,000円をお願いしております。講演会開催時に係る講師の費用弁償としてお願いするものでございます。

最後に、11節需用費といたしまして13万円をお願いしております。町が気候非常事態を表明したことにつきまして、町民の皆さん、また、来町される方々に対し町の決意を示し、広く周知を図るため、消耗品費としまして、今回、懸垂幕作成費をお願いするものでございます。

以上です。

会計課長 3項上水道費、1目上水道施設費3,950万円の減額補正をお願いしております。19節負担金補助金及び交付金は同額でございます。水道事業への上水道配管路耐震化事業に伴う繰出金の変更に伴い、減額するものでございます。

以上でございます。

産業振興課長 6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費で31万9,000円の補正をお願いしています。13節委託料、同額です。これは、農地情報公開システム、通称全国農地ナビに対応するためのシステム改修委託料でございます。

33ページ、34ページをお開きください。

3目農業振興費で98万2,000円の補正をお願いしています。19節負担金補助及び交付金65万5,000円の内訳は、34ページ説明欄に記載しています農地中間管理機構事業交付金60万3,000円、農地集積を図るための事業であります経営転換協力金交付事業に対する予算の計上でございます。環境保全型農業直接支援対策交付金5万2,000円は、本事業に取り組む面積が確定したことによる増額補正でございます。

23節節償還金利子及び割引料32万7,000円。この内訳は、多面的機能支払交付金過年度返還金として2万7,000円。これにつきましては、農地転用等による事業面積が減少したことによる返還でございます。

経営転換協力金交付金返還金30万円は、平成27年度の本事業の交付金を受けておりました所有者が、その交付要件でありました貸付期間を満了する前に賃借権の解除の申し出があったことによる返還でございます。

7目土地改良費で9万4,000円の補正をお願いしています。19節負担金補助及び交付金、同額です。筑後川下流用水施設管理費は、筑後導水による取水のための施設管理費で、県及び1市7町の負担額が確定したことによる補正でございます。

13目施設園芸型農業振興事業費で1,977万7,000円の補正をお願いしています。19節負担金補助及び交付金、同額です。備考欄の被災園芸産地改植等支援事業費補助金173万2,000円は、7月の大雨によりまして大きな被害を受けましたキュウリ、青ネギ、イチゴ苗の野菜を対象作物として、種苗及び土壌改良や追加防除、施肥、生産回復に係る事業費に対します補助金でございます。

また、農業機械施設災害復旧支援事業費補助金1,804万5,000円は、

7月及び8月の大雨、台風被害27件に対する補助事業でございます。

14目おしゃれなまちづくり事業費で2万7,000円の補正をお願いしています。12節役務費、同額です。この費用は、大木町農産物加工販売施設の食品営業許可申請に係る経費で、現在の許可業種、業態の菓子製造業及び惣菜製造業の更新手続に係る予算をお願いしております。

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費は、62万3,000円の減額補正となっています。12節役務費7万7,000円は、10月に引き上げられました消費税対策としてプレミアムつき商品券事業が実施され、その商品券の代金を町から事業者を支払うため、必要な振込手数料を計上しているものでございます。

以上でございます。

建設水道課長 8款土木費、35、36ページをお願いします。

1項道路橋梁費、2目道路維持費で2,000万円の補正です。15節工事請負費で同額です。大雨時の内水氾濫によって水没し、通行が困難となり、避難経路として機能しなくなってしまう道路のかさ上げ工事に要する費用を計上しています。取り急ぎ来年の出水期までの完成を目指し、特に道路冠水が顕著な5カ所を施工するものとしております。

2項河川費、1目河川総務費4万6,000円の補正です。19節負担金補助及び交付金で同額です。福岡県河川協会の負担金は、本町内河川に対する県事業費の割合によって決定されますが、本年度の負担額が当初の概算予定額を上回ったことにより、増額分を補正計上したものです。

以上です。

学校教育課長兼生涯学習課長 10款教育費、次のページをお願いいたします。  
2項小学校費、1目学校管理費40万円の補正をお願いしております。

12節役務費1万5,000円は、木佐木小学校校舎増築に伴い、既設のウサギ小屋を増築工事に先行して別の場所に移築するに当たり、全体工事とは別に建築基準法に基づく完了検査を受ける必要があるため、それに係る申請手数料です。

18節備品購入費38万5,000円は、各小学校の老朽化が著しい児童用の机、椅子の買いかえに係る費用です。

3項中学校費、1目学校管理費12万3,000円の補正をお願いしております。18節備品購入費9万8,000円は、老朽化が著しい生徒用の机、椅子の買いかえに係る費用です。

2目教育振興費11万6,000円の補正をお願いしております。19節負担額及び交付金、同額です。中体連主催の県大会に出場する際にかかる費用の助成について、当初発生予算として60万円計上しておりましたが、このたび大阪で開催された女子陸上の全国大会に出場したことにより、予算に不足が出たことによるものです。

続きまして、4項社会教育費、次のページをお願いいたします。

6目生涯学習まちづくり推進費2万9,000円の補正をお願いしております。7節賃金、同額です。障害者枠の職員を来年1月から任用するに当たり、当初予算で計上しておりました臨時雇い賃金39万円5,000円を減額する一方で、非常勤職員賃金42万4,000円を新たに計上するものです。

5項保健体育費、1目保健体育総務費27万4,000円の補正をお願いしております。

19節負担金補助及び交付金36万円は、先日開催された県民体育大会成年

男子バレーボール競技において、本町の成年男子バレーボールチームが2年連続で優勝したことに伴い、東京で開催された全国青年大会の出場に係る費用の一部を助成するものです。

2目保健体育施設費393万9,000円の補正をお願いしております。これは、運動公園に新たに上水道を布設するための費用です。運動公園は、現在1カ所の井戸から全体の給水を賄っておりますが、供用開始して30年近く経過しており、給水装置全体の老朽化等の理由により施設全域で水圧が弱くなっている状況です。そのため、井戸ポンプから最も遠いグラウンド北側のトイレの水流が極端に弱く、排せつ物が流れにくいことから、改善の要望が上がってきておりました。したがって、今回上水道を布設し、給水することでその改善を図るとともに、現在の井戸水が飲み水として不適であることから、飲むことができる水を新たに提供することとしております。

12節役務費1万円は、給水装置工事申請手数料です。

15節工事請負費350万円は、水道管布設に係る工事費です。

19節負担金補助及び交付金42万9,000円は、水道加入金負担金です。以上です。

議長 以上で、歳出に関する所管課長の説明を終わります。

続いて、歳入の説明を所管課長に求めます。的場会計課長。

会計課長 続いて、歳入予算補正を説明いたします。

戻りまして、13ページ、14ページをお願いいたします。

8款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目特例交付金2,221万1,000円の補正です。1節特例交付金は同額です。内訳としましては、自動車

税減収補填特例交付金として221万1,000円、消費税率引き上げに伴い、環境性能割税率を軽減することになったことで地方税の減収分を補填するものでございます。

子ども・子育て支援臨時交付金2,000万円です。こちらにつきましては、9月の定例議会において国庫負担金として議決賜りました予算が地方負担分の財政措置という観点から地方特例交付金として予算の組み替えを行うものでございます。

13款支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金1,953万7,000円の減額補正です。1節児童福祉費負担金2,000万円の減額は、先ほどご説明申し上げました予算の組み替え分でございます。

12節障害者自立支援給付費負担金46万3,000円は、障害者福祉サービス費等負担金となります。障害者自立支援事業において、給付に対する国の負担分、2分の1の額を計上しております。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金855万3,000円の補正です。

3節児童福祉費補助金82万3,000円、利用者支援事業費補助金として、子育て世代包括支援センター開設に伴う国からの事業費補助でございます。

15節グループホーム等防災改修等支援事業費補助金773万円を計上しております。町内にごございますグループホーム事業所に対する施設改修事業費に係る国の補助金として計上しております。

3目民生費国庫補助金170万2,000円、1節保健衛生費補助金は同額でございます。内容としましては、母子保健衛生費国庫補助金として子育て世代包括支援センター開設に伴う事業補助でございます。

6目商工費国庫補助金62万3,000円の減額補正でございます。1節商工費補助金は同額です。プレミアムつき商品券事務に係る人件費を減額したこ

とによる減額でございます。

14款県支出金、1項県負担金、1目民生費負担金23万1,000円の補正です。12節障害者自立支援給付費負担金は同額です。内容といたしましては、障害者自立支援事業において給付に対する県の負担分、4分の1の額を計上しております。

2項県補助金、2目民生費県補助金82万3,000円の補正です。5節児童福祉補助金は同額でございます。利用者支援事業費補助金として、子育て世代包括支援センター開設に伴う県からの事業費補助でございます。

4目農林水産業費県補助金2,043万4,000円の補正でございます。1節農業費補助金は同額です。説明欄内訳の日本型直接支払推進交付金5万5,000円、農地中間管理事業経営転換協力交付金60万3,000円はいずれも土地利用型農業振興事業に、福岡県園芸農業等総合対策事業費補助金173万2,000円、福岡県農業振興対策事業費補助金1,804万4,000円はいずれも施設園芸型農業振興事業に充て、防災復旧費用に係る補助金でございます。

16款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金5,789万4,000円の補正です。1節総務管理費寄附金は同額です。ふるさと納税の寄附金となります。

次のページをお開きください。

17款繰入金、1項繰入金、1目繰入金1億3,300万円の補正でございます。1節繰入金は同額です。内訳としましては、財政調整基金から1億5,000万円、大木町公立施設整備基金を1,700万円減額するものでございます。

18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金5,961万6,000円の補正で

す。1節前年度繰越金は同額です。

19款諸収入、5項雑入、2目雑入518万5,000円の補正です。1節雑入は同額です。主な内訳としましては、日本スポーツ振興センターからトレーニングマシンの購入補助金として387万6,000円、その他雑入では、トレーニングマシン費の不足分をNPO法人アクアスポーツクラブに負担していただく分として、不足分として97万2,000円を計上しております。

3目過年度収入224万2,000円の補正でございます。内訳としましては、説明欄のとおり、過年度分の国・県の負担金について額が確定したことに基づく追加交付分として計上しております。

20款町債、1項町債、3目衛生費7,950万円の減額補正でございます。1節衛生費は同額です。上水道一般会計への支出債となります。

7目教育債1,660万円の補正です。1節教育債は同額です。木佐木小学校の増改築事業債となります。

以上で、議案第63号令和元年度大木町一般会計補正予算（第3号）についての説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。11番、小島裕司議員。

小島裕司議員 まず、20ページの歳出のほうなんです、校区地域コミュニティ推進事業で、請負工事で空調設備の工事が上がっているかと思います。先ほど午前中、難産でありましたあの非常事態宣言の中でもCO2の削減ということとなっておりますが、この辺は、空調設備に関しては非常に省エネに特化したものを選ばれるだろうとは思いますが、一応念のためにお聞き

したいと思います。よろしく申し上げます。

議長 答弁を許します。北島企画課長。

企画課長 小島議員のご質問のほうにお答えしたいと思います。

これはもう先ほどもご説明しましたとおり、大莞保育園の設立当初からついておったエアコンということで、今回、選定に際しまして特段省エネという形での選択はしておりませんが、もうつけかえることによって、随分省エネ効果というのは昔のやつと比べると効果はあらわれるものというふうに考えております。

それと、先ほどちょっと言い忘れておったんですが、エアコンとあわせてコインタイマーを設置させていただきます。これにつきましては、何か全協の中でもご意見いただいたということでございますが、これは住民のほうから要望がございまして、受益者負担の公平性を担保するためにはきちんとそういうふうなものもつけてやってくださいというご意見等がありまして、今回あわせてつけさせていただくことにしていますので、追加で申し添えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長 ほかに質疑。もう続けて。じゃ、11番、小島裕司議員。

小島裕司議員 すみません、続けて。

32ページになります。

地球温暖化対策事業、先ほど午前中の件なんですけれども、講師謝金と、そ

れから費用弁償で合わせて14万8,000円ほど出てきております。地球温暖化の町民のための対策費用というか啓発活動に使うということだったんですけども、これは町長で十分いけるのではないかと。わざわざ講師を雇わなくても、町長でも十分いけるんじゃないかと思っております。

それから、消耗品費で懸垂幕を下げるということだったんですが、懸垂幕に13万円もかけるのであれば、広報紙に載せてこういうことで事業を発信していきますよということで、地球温暖化の宣言をやりましたということで広報紙に載せれば済む話ではないのかと。

極端な話、懸垂幕つくって、ぼろぼろになったら燃やさなきゃいけないんですよね。CO<sub>2</sub>の削減にはなんにもならないと私、感じているところなんですけれども。この辺は少し事業の見直しで、私、十分もう町長でいける話だろうと思っておりますがいかがでしょうか。担当課長をお願いします。

議長　それでは、答弁を許します。中村環境課長。

環境課長　小畠裕司議員のご質問に対し、お答えさせていただきます。

今回の講演会なんですけれども、近年の地球温暖化が原因で猛暑、あるいは台風、集中豪雨の深刻化する昨今の非常事態に対しまして、強く住民へ周知あるいは啓発するということでの一環として、宣言に造詣が深い講師の方、先生をお迎えしてこのたび開催したいというふうに考えております。

先ほどご質問の町長でということですが、今回は世界の非常事態宣言にも精通されてある講師の方をぜひ迎えたいというふうに考えておりますので補正予算のほうをお願いしたいというふうに思っておりますし、まず、旅費の件ですけれども、旅費につきましては、普通運賃表というもので普通運賃と

いう形で算出を今回させていただいております。講師料につきましても、精通された方々の講師料という形で平均した金額を今回とっておるわけでございます。

それとあと、13万円の懸垂幕の件ですけれども、議員ご指摘のとおり、町民の方々に対しましては、広報紙あるいはホームページで、ホームページは周知するための有効な手段というふうには捉えております。しかしながら、町民の皆さんのみならず、来町される全ての方に町がこれから取り組んでいくという決意を発信する上でも、懸垂幕の設置は非常に有効な手段ではなかろうかというふうに考えております。

それと最後に、使用後は燃やすのかというふうなご質問があったかと思えます。これにつきましては、2008年のもったいない宣言以降、燃やさないということを念頭に置き、取り組んでおります。こちらにつきましては、できるだけ分別の上、再利用をしたいというふうに考えておりますし、調査したところによると、不要になった懸垂幕等はバッグとかに再利用するというふうなことも情報を得ておるところでございます。

いずれにしましても、使用後につきましては、燃やすことなくリユース、リサイクルに心がけていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長 11番、小島裕司議員。

小島裕司議員 さすがに環境課長、もう満点のお答えだったと思います。なぜ町長にいかせると言えなかったのかなと、忖度がそこで発生したかと思っております。

実際、非常事態宣言やるのに、やはり町長が先頭切って各小学校、中学校、もしくは地域の公民館に率先して行くというのが一番のやっぱりその宣伝効果があるんじゃないかと思っています。講師の先生を雇われるのは全然構わないと思うんですが、できるだけ大木町弁でしゃべっていただくような方じゃないと、非常に難しい言葉遣いが並んでくるかと思いますので、わかりやすい先生を指名していただければと思っています。

もう一点だけ続けてよろしいでしょうか。

34ページにいかせていただきます。

施設型農業の分で台風被害に遭われたところの被害の助成金として1,900万円ほど出ていくわけですが、その下にプレミアム商品券で商工会費のほうで70万円ほど減額になってきております。工業系、商業系の方々も非常に建物の損害、台風で損害とかがあったんですが、農業のほうにはこういった助成金、補助金というのが出てまいります。これはどういった形で、国のほうからの部分も出てくるのかとは思いますが、商工業に対しての補助金、助成金、台風被害に遭われたところの見舞金等々というのはないのでしょうか。そこをお尋ねしたいと思います。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 小島議員の質問にお答えいたします。

まず、農業の関係の補助金につきましては、福岡県の補助事業、補助金でございますが、そちらのほうを7月分について活用すると。8月以降については国庫の分の補助事業もございますので、そちらで対応するというところで今回補正をお願いしているところでございます。

お尋ねの商工関係でございますけれども、基本的に経産省の関係は直接町のほうを通っていかない事業が多いかというふうに思っておりますので、町商工会を経由しての支援だとか、そういったものじゃないとなかなか、7款の商工費の中には町を通した補助事業というものがなかなかございませんので、そういった関係でちょっと農業、6款のほうは補助金のほうが町を通りますので、どうしても予算書の中では通っていくということでご承知おきをお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長　ほかに質疑ございませんか。2番、野口裕子議員。

野口裕子議員　38ページの学校教育課の机、椅子購入費についてお尋ねいたします。

補正予算で上がっているということは、もう緊急に要したという考えでよろしいのでしょうか。それとも、今後もこのようなことを踏まえて計画的に考えて購入されていく予定があるのか、ちょっとそのあたりをお伺いしたいと思います。

議長　答弁を許します。野田学校教育課長。

学校教育課長兼生涯学習課長　ご質問にお答えいたします。

この時期にこの補正予算をするのは、4月から新しい児童・生徒を迎えるということで、その児童・生徒がこの間に成長するものですから、当初予算では当然間に合いませんし、このタイミングでこの成長していく過程を見て、この

タイミングで新しい年度を迎えるということで、毎年12月補正予算で必要な机、椅子を購入させていただいております。

ちなみに、机につきましては、各小学校全部で35、椅子が43、中学校のほうは机、椅子それぞれ12、今回補正予算をお願いしている次第です。

以上です。

議長　ほかに質疑ございませんか。1番、馬場高志議員。

馬場高志議員　同じページの38ページの19節になるんですが、部活動助成金11万6,000円と出ているところですが、もう少しいきさつとか詳細とかを教えていただければと思います。

議長　答弁を許します。野田学校教育課長。

学校教育課長兼生涯学習課長　ご質問にお答えいたします。

説明のときもお伝えしたとおり、中体連主催の福岡県大会以上について助成を行っております。一応今年度については、男子空手、女子陸上部、男子水泳部、女子卓球、男女のバドミントン、男子テニス、以上が県大会に出場しております。

女子陸上部が九州大会、そして今回の全国大会ということで、先ほど補正予算で60万円計上しておりましたが、このたび、全国大会のほうは大阪市で開催されております。その分の費用を見積もったところ、今回11万6,000円の補正をお願いした次第です。

以上です。

議長　ほかに質疑ございませんか。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員　33、34ページで、筑後川下流域への用水施設管理費の負担金9万4,000円、これは補正ではなくて当初予算でわかっていたんじゃないんですか。途中でまたこの負担金が新たにふえたとか、そういったことではないかと思imasるので、当初から組むべきじゃなかったかと。上がっておりますらもうしょうがないかな。

議長　答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長　中島議員の質問にお答えいたします。

筑後川下流用水施設の管理費でございますけれども、これにつきましては先ほど説明しましたとおり、福岡県、それと県南の7市1町で負担するようになっておまして、これにつきましては、平成30年度分の確定がこの時期になってきますので、当初予算におきましては仮の予算額ということで計上し、前年度が確定した後にふえたり減ったりというところでございます。

なので、平成30年度、複数年で予算を配分するような形になっておりますので、少し年度がずれながらということになりますので、確定するのが一応この時期ということになりますので、補正が必要な場合は補正予算をお願いし、また、大きな減額がある場合は3月の補正で減額をしているということでございます。

以上でございます。

議長　ほかに質疑ありませんか。10番、古賀知文議員。

古賀知文議員　16ページの衛生費で上水道一般会計出資債、それから説明欄なんですけれども、7,950万円かな、これが三角になっています。これは何かちょっと内容がわからないので教えていただきたいと思いますが。

議長　答弁を許します。的場会計課長。

会計課長　歳入予算の地方債で7,950万円の減額につきましては、当初、出資する水道事業の繰出金、そちらのほうを予定しておりました。その出資する予定の金額のほうを変更したことによって出資額を変更するものでございます。

以上で答弁を終わります。

議長　10番、古賀知文議員。

古賀知文議員　これは耐震化の、要するに事業に関する費用なんでしょうか。もしそうであるとすると、次年度以降の見込みというかについて若干説明願います。

議長　答弁を許します。的場会計課長。

会計課長　今年度、出資債の分を減額することによって水道事業の健全な事業をできるかどうかということで、ご心配されてあつての質問だろうと思いま

す。

来年の事業についてもなんですけれども、今年度の事業につきましては、財源の内訳、水道事業の工事における財源の補正を行っております。そちらの分で町のほうが出資します分を水道事業の出資債のもとで補填して、財源変更した上で工事のほうを継続して行うということで、今年度の事業についてはそういった展開をしていこうと計画をしているところです。

来年につきましても、同じように水道事業からの町のほうへの要望される出資額、そちらのほうを鑑みたところで町のほうがどれだけ水道事業会計のほうに出資するかということ算定して、また予算のほうで議会のほうに議決賜りたいというふうをお願いしたいと思っている次第でございます。

以上でございます。

議長 10番、古賀知文議員。

古賀知文議員 次年度の内容、詳細については、また予算のときにお伺いするとします。

議長 それでは、ほかに質疑を受け付けます。どなたか、質疑ございませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第63号については、会議規則第38条第3項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、議案第63号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長　討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思えます。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。日程第13、議案第63号令和元年度大木町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　起立多数です。したがって、議案第63号本案については、原案のと

おり可決されました。

日程第14、議案第64号令和元年度大木町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長 議案第64号令和元年度大木町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和元年度大木町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ169万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億523万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月12日提出、大木町長、境公雄。

以上でございます。

議長 職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第64号令和元年度大木町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

本案は、大木町職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、人件費を補正して計上する必要が生じたこと及び国民健康保険事業費納付金の額が確定したこ

と、さらに前年度繰上充用金の額が確定したことなどにより、令和元年度大木町国民健康保険特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ169万円を増額し、それぞれの合計を18億523万2,000円として計上するものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。歳入歳出、続けてお願いをいたします。田中健康課長。

健康課長 議案第64号令和元年度大木町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

歳出よりご説明申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費39万2,000円の補正をお願いしております。職員の給与改定及びシステム改修に伴う委託料補正でございます。

13節委託料として33万円でございます。委託料につきましては、国民健康保険システムにおいて、オンライン資格確認対応に伴う外国人の在留資格を確認するパッケージ等が追加されたことに伴うものでございます。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分300万円の補正でございます。19節負担金補助及び交付金として同額でございます。国民健康保険事業費納付金の額の確定に伴うものでござい

ます。

9 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、9 目その他償還金 4 2 万 4, 0 0 0 円の補正でございます。2 3 節償還金利子及び割引料として同額でございます。平成 3 0 年度分の特定健診・特定保健指導及び保健指導事業特別調整交付金交付額の確定に伴い、県への返還金でございます。

1 0 款 1 項 1 目前年度繰上充用金、2 2 節補償、補填及び賠償金 2 1 2 万 6, 0 0 0 円の減額でございます。平成 3 0 年度歳入歳出決算認定において、前年度繰上充用金が確定したことによる減額補正をお願いしております。

続いて、歳入のご説明を申し上げます。

9 ページ、1 0 ページをお願いいたします。

1 款 1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税 1 2 9 万 8, 0 0 0 円の補正でございます。1 節医療給付費分現年課税分、同額でございます。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、3 目国民健康保険制度関係業務事業費補助金、1 節国民健康保険制度関係事業業務事業費補助金 3 3 万円の補正でございます。システム改修委託料に伴う補助金でございます。

6 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 6 万 2, 0 0 0 円の補正でございます。4 節職員給与費等繰入金、同額でございます。歳出でご説明いたしました給与改定に伴う事務費の繰入金でございます。

以上で説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。1 0 番、古賀知文議員。

古賀知文議員 1 1 ページのこの前年度繰上充用金、これが前年度 2, 0 0

0万円ぐらいですか。それから、今年度1,900万円かな。ということは毎年、要するに繰上充用しているということなんですが、これに対して、一応原課としてはどのような努力をされているかお聞きしたいと思います。

議長 答弁を許します。田中健康課長。

健康課長 10番、古賀知文議員のご質問にお答えいたします。

確かに前年度繰上充用金、毎年多額のお金を翌年度会計から繰上充用しているところです。ただし、平成30年度決算におきましては、前年度からの返還金が2,000万円近くありましたので、それがなかったらひよっとしたら単年度黒字になった可能性があります。大木町が医療費が非常に高いもので、国・県からの補助金が幾ら入るかというのが全く見込めないで、それで予算に苦慮しているところです。

これから、また国民健康保険費の給付費を納めるために、まず、特定健診の受診率を高めて早期発見、早期治療に努め、医療費が下がること、また、国民健康保険前の今の徴収率を上げること、そういうことにまずは努めて、また会計見ながら事業を計画したいと思っているところです。

以上で答弁を終わります。

議長 ほかに質疑ございますか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第64号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、議案第64号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長　討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。日程第14、議案第64号令和元年度大木町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　起立多数です。したがって、議案第64号本案については、原案のと

おり可決されました。

暫時休憩をいたします。再開を2時35分といたします。

休憩 14時22分

再開 14時35分

議長 それでは、再開をいたします。

日程第15、議案第65号令和元年度大木町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長 議案第65号令和元年度大木町水道事業会計補正予算（第3号）。

（総則）第1条、令和元年度大木町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）第2条、令和元年度大木町水道事業会計予算（以下、「予算」という）、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）（既決予定額）（補正予定額）（計）。

支出、第1款水道事業費2億3,055万1,000円、23万円の減、2億3,032万1,000円。

第1項営業費用2億1,542万3,000円、23万円の減、2億1,518万3,000円。

（資本的収入及び支出）第3条、予算第4条本文括弧書きを、「資本的収入

額が資本的支出額に対し不足する額5, 129万7, 000円は、減債積立金1, 412万4, 000円、建設改良積立金2, 000万円、過年度分損益勘定留保資金1, 717万3, 000円で補填するものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

次のページをお願いします。

(科目) (既決予定額) (補正予定額) (計)。

収入、第2款資本的収入2億6, 942万1, 000円、ゼロ、2億6, 942万1, 000円。

第2項企業債8, 950万円、3, 950万円、1億2, 900万円。

第4項出資金7, 950万円、3, 950万円の減、4, 000万円。

支出、第1款資本的支出3億2, 081万7, 000円、9万9, 000円の減、3億2, 071万8, 000円。

第1項建設改良費1, 849万8, 000円、600万円の減、1, 249万8, 000円。

第3項配水管路耐震化事業費2億8, 819万5, 000円、590万1, 000円、2億9, 409万6, 000円。

(企業債) 第4条、予算第6条に定めた企業債の限度額を次のとおり改める。  
変更前8, 950万円、変更後1億2, 900万円。

(議会の議決を経なければ流用できない経費) 第5条、予算第8条第1号に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目) (既決予定額) (補正予定額) (計)。

職員給与費2, 145万6, 000円、32万9, 000円の減、2, 112万7, 000円。

次のページをお願いします。

(他会計からの出資金) 第6条、予算第9条に定めた他会計からの出資金について次のとおり補正する。

目的、第1期配水管路耐震化事業一般会計出資金、既決予定額7,950万円、補正予定額3,950万円の減、計4,000万円。

令和元年12月12日提出、大木町長、境公雄。

以上でございます。

議長 職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第65号令和元年度大木町水道事業会計補正予算(第3号)についての提案理由を申し上げます。

本案の内容につきましては、水道事業費を23万円減額し、収益的支出の計を2億3,032万1,000円とするものでございます。

また、資本的支出も9万9,000円減額し、資本的支出の計を3億2,071万8,000円として計上するものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。川村建設水道課長。

建設水道課長 それでは、議案第65号令和元年度大木町水道事業会計補正予算(第3号)についてを説明いたします。

議案書4ページの令和元年度大木町水道事業会計補正予算実施計画書、こちらのほうをお開きください。

収益的支出では、1款水道事業費、1項営業費用、4目総係費で23万円の減額補正を計上いたしております。内容としては、備考欄にありますとおり、給与改定に伴う給料の増額や通勤手当等の確定に伴う手当及び福利厚生費の減額となります。詳細は6ページの給与明細書、こちらのほうに詳細を示しておりますので、ご参照いただければと思います。

次に、5ページをお願いいたします。

資本的収支のほうです。

資本的収入につきましては、1款資本的収入において補正予定額はゼロとなっておりますが、4項1目の一般会計からの出資金、この減額分を2項1目の企業債、こちらのほうで補填すべく、同額の補正計上を行っているところです。

資本的支出のほうは、1款資本的支出全体で9万9,000円の減額補正を計上いたしております。内容として、1項1目配水設備改良費の減額と3項1目配水管路耐震化事業費の工事請負費、こちらについて同額の増額、これは予算を組み替えたものであります。

3目総係費の増額補正は、やはり備考欄にありますとおり、職員手当及び法定福利費の額の確定に伴う増減額をそれぞれ計上いたしているものです。こちらも、詳細は同じく6ページの給与費明細書をご参照いただければと思います。

続いて、戻っていただいて、1ページの第3条をお願いいたします。

今回、先ほど資本的収支のところでありましたように、資本的支出額がマイナス9万9,000円となっておりますので、こちらにある資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、これについては、支出がマイナスになった関係で不足額も圧縮されております。9万9,000円圧縮されて、累計5,12

9万7,000円となっております。

補填する内訳については、減債積立金、建設改良積立金はそれぞれ従前どおりで、過年度分損益勘定留保資金、こちらのほうで9万9,000円圧縮して1,717万3,000円という形で修正を行っているところです。

以上で説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第65号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第65号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。

この採決も起立によって行います。日程第15、議案第65号令和元年度大木町水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　起立多数です。したがって、議案第65号本案については、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第66号大木町学童保育所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長　議案第66号大木町学童保育所の指定管理者の指定について。

大木町学童保育所の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月12日提出、大木町長、境公雄。

以上でございます。

議長 職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第66号大木町学童保育所の指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

本案は、大溝、木佐木、大莞の各校区の学童保育所の指定管理者である特定非営利活動法人おおき・ほっとかんが令和2年3月31日をもって指定期間の満了を迎えるため、新たに指定管理を指定する必要がある、特定非営利活動法人おおき・ほっとかんより提出された申請書の内容を審査したところ、これまでの実績を含め、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できると認められるので、大木町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第3号の規定により、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5カ年間、引き続き特定非営利活動法人おおき・ほっとかんを指定管理者として指定し、管理を行わせるものであります。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。詳細にわたる説明を所管課長に求めます。内藤こども未来課長。

こども未来課長 議案第66号大木町学童保育所の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

議案書と参考資料は61ページをごらんください。

大木町学童保育所の指定管理者につきましては、議会の同意を得て、特定非

営利活動法人おおき・ほっとかんとを平成29年4月1日から平成32年3月31日まで指定管理者として指定をしているところであります。

今回、指定管理者の指定期間満了となることに伴い、来年度の入所事務が必要な時期となることから、新たに指定管理者を選定するに当たり、特定非営利活動法人おおき・ほっとかんより提出されました申請書を審査したところ、大木町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第3号により、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができる団体と認められるので、これまでの実績とこれからの安定した継続した運営のため、令和2年度から令和6年度までの5カ年間、特定非営利活動法人おおき・ほっとかんとを引き続き指定管理者として選定し、管理を行わせるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。2番、野口裕子議員。

野口裕子議員 お尋ねいたします。

この指定管理者の業務の期間というのは5年間という決まり、条例などで決まっているのでしょうか。その点をお尋ねいたします。

議長 答弁を許します。内藤こども未来課長。

こども未来課長 野口議員の質問にお答えいたします。

指定管理につきましては、当初3年という形でしているのが多いかと思えます。ただ、その後の継続した事業展開とかそういう部分につきましては、一定

要件を満たせば5年間という形での指定管理をしている部分というのが多く見受けられてきちんとそれが、いつからの分がどうということではないんですけども、そういう形での対応がほとんどだというふうに認識しております。

以上でございます。

議長　ほかに質疑ございませんか。

質疑なし

議長　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第66号については、議案の審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、日程第16、議案第66号大木町学童保育所の指定管理者の指定については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第17、議案第67号大木町立木佐木小学校増改築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長　議案第67号大木町立木佐木小学校増改築工事請負契約の締結について。

大木町立木佐木小学校増改築工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。

令和元年12月12日提出、大木町長、境公雄。

以上でございます。

議長 職員の朗読を終わります。

提出者からの提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第67号大木町立木佐木小学校増改築工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本案は、木佐木小学校増改築工事を施工するため、株式会社熊丸組と工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大木町条例第3号）第2条の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。野田学校教育課長。

学校教育課長兼生涯学習課長 議案第67号大木町立木佐木小学校増改築工事請負契約の締結についてご説明いたします。

今回契約する工事は、木佐木小学校において現在不足している多目的教室を初め、教育相談室、多目的トイレ等を整備するものです。あわせて浄化槽の改

築、飼育小屋の移設などを行うこととしております。

参考資料62ページのほうをお願いいたします。

本契約に係る入札は、事後審査型条件つき一般競争入札にて実施し、令和元年11月12日に開札いたしました。

入札参加条件は、南筑後、八女、久留米の各県道整備事務所管内に本店、支店、営業所を有する者で、経営規模等評価結果通知書、総合評定値820点以上であること、ただし、町内に本店、支店、営業所等を有する者は700点以上であることとしております。

入札参加業者は4者で、落札した株式会社熊丸組を契約業者とし、契約金額は消費税込み1億8,381万円です。落札率は78.0%となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。7番、益田隆一議員。

益田隆一議員 毎度のことなのですが、こういう大きな予算が動く、特にこういう町が財産を取得する際には、1億円を超える物件に関しまして私を感じましたことは、以前もありましたが、体育館を工事する際にも、後々出てくるのが追加工事がありますと。追加工事がこれぐらいありますので補正のほうでお願いしますという金額が決して安くないんですよね。単純に1億8,000万円で1割追加工事が出ても1,800万円と。この1,800万円とか、簡単に出るような数字じゃないんですよね。

心配なのが、この入札の金額を見ても、一番高いところと一番安いところで4,000万円ぐらい差が出ていますので、それだけ安いなりの、もちろん安

いにこしたことはないんですが、この安いなりのやはり何らかの危惧するところが出てくるんじゃないのかなと個人的には心配しているところでございますので、しっかりとした営繕課との入念な打ち合わせ等をしていただいて適切な工事をやっていただきたいと。これはぜひちょっとお約束いただきたいなという部分ですね。また追加工事が出ました、何々が出ましたというのでは最初の打ち合わせはなかったようなものになりますので、この辺のところは入念に打ち合わせのほうをやっていただきたいというところで。要望で。

議長 答弁要りませんか。求めましょうか。

益田隆一議員 いただきましょうか。

議長 答弁を許します。野田学校教育課長。

学校教育課長兼生涯学習課長 ご質問にお答えいたします。

今回、設計に当たっては、委託をいたしまして、もちろん営繕係も加わった中で設計を積み上げてきているところです。残念ながら、一部予算的に超過している関係もありまして、一部落とした形で入札させていただいております。

今回、落札しましたので、その分については、一部、当初予定していた分でも予算内におさまらなかった分については追加的に一応予定している分はございます。ここでちょっと詳細は申し上げられませんが、一部としている分については、また営繕係としっかり協議して追加はお願いしたいというのを考えておるところです。

以上です。

議長 7番、益田隆一議員。

益田隆一議員 最初から追加を予定していますという、はい、そうですかみたいな感じで答えるのもいかなものかとは思いますが、もちろんこれだけの金額が動くものですから、もう事前にそういう青図の図面的なものではできていると思うんですよね。恐らく議会のほうにもこういう図面でやりますという提案が出てくるかと思えます。大体それがすんなり通ったことがないですよ、今までの経験上。これはやっぱりこうしたほうがいいんじゃないのかとか、この辺の位置はこうしたほうがいいんじゃないのかとか、我々議会の中にもプロがいるものですから、そういう建物に関してはこういういろいろ注文が出てくると思うんですよね。それを踏まえた上でのやっぱり金額で予算として出すというのが本来の予算の申告かなと。

もう最初から、こういうのを予定して追加が出ますと言って、はい、そうですかとはなかなか。これはよかったですねでは終わるところではないと思いますので、やはりそこを踏まえた上でのあれじゃないと、また同じようなところでこういうのが出たとしても、また同じようなことがずっと続いていくのであればちょっといかなものかなと思いますから、私が言わずとも多分誰かがまた言ってくると思いますので、とりあえず今回、私はこれで終わります。

議長 11番、小島裕司議員。

小島裕司議員 追加でお聞きしたいんですけども、まず、工事監理は設計者と同じ方がやられるのか。それから、先ほど課長が言われました、これに乗

っかっていない追加工事があるというふうに言われてあったんですけども、補助の対象にならなかったから乗らなかったのか、金額が合わなかったからこの全体工事に乗らなかったのかどうなのか。その辺もう少し、しゃべられる範囲で結構ですので、教えていただきたいなと思っております。よろしくお願ひします。

議長 答弁を許します。野田学校教育課長。

学校教育課長兼生涯学習課長 ご質問にお答えいたします。

まず1点目の工事監理につきましては、設計者のほうに契約することにしております。設計した会社に工事監理を委託したいというふうに思っております。

2点目については、一応外構的な工事の分についてはどうしても今回おさまっていなかったものですから、一旦外した形で今回設計を仕上げ入札をしているというような状況でございます。したがって、一応外構についてを追加的に行っていきたいというふうに考えております。

補助については、一応外構については補助対象外ということで認識しております。

以上です。

議長 6番、北島好昭議員。

北島好昭議員 きょうはもう契約、議決ということですから、当然入札も完了しておるということで、はっきり言って議会のほうに今まで情報提供はなかったと思うんですけども、どこにどのようなものが建つかも全く私どもは把

握していません。もう入札もあったわけですから、配置図とか平面図ぐらいはもう情報提供やっていたいただいてもいいのかなというふうにちょっと思っているところです。これは意見ということでお願いいたします。

議長 11番、小島裕司議員。

小島裕司議員 すみません。何度もくどいようですけれども、外構工事が一部外れましたということで、この概要の中に外構工事が入っているんですね。だから、一般的に外構工事でどこをどう区別されたのかがなかなか不透明な部分があるかと思います。

この契約書、この発表部分を見る限り、どこからどこまでがこの金額の中におさまっていて、それから先、ここからここまでの外構工事がないんですよという、何かそういったものがお示しできないものかと思っております。

それからもう一つ、工事監理が設計者と同じ方がつくと言われてあったんですけども、その工事監理をする職員の管理者というのはどなたがなされる。難しい話、工事監理をやられる、設計事務所かと思うんですけども、そこを管理する人は誰がいるんでしょうか。

今まで往々にして工事監理が余りうまくいっていない部分とかが結構ありましたので、そこをちゃんと管理できる人が庁舎内にいて、工程会議なり何なり、営繕係の方が多分出られるんだろうと思うんですけども、その方がきちっとここを管理してくださいよというのが言える方がいらっしゃるのかどうなのか。また、いらっしゃらなければ外部から雇われるのか、それとも綿密に話し合いながら工事を進めていかれるのか。非常にこれは重要なことだろうと思うので、お考えがあればお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

議長　それでは、答弁を許します。野田学校教育課長。

学校教育課長兼生涯学習課長　ご質問にお答えいたします。

まず、1点目の外構については後ほど、今、北島議員のほうからも、実は議員さんが入れかわる前に、設計等当初予算のときに図面等をお示しして説明はしておりましたけれども、議員さんが5月に変わられましたので、また改めてご説明をさせていただきたいというふうに思います。

それから、工事監理については委託いたしますけれども、当然私ども原課と、あと営繕係と協力しながら行っていくことにしております。今のところ、まだ契約、今仮契約の状況ですので、正式な契約となった時点で役場のほうの窓口となる職員については決定していきたいというふうに思います。

以上です。

議長　それでは、答弁を許します。まず、川村建設水道課長。

建設水道課長　補足してお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、建築工事において、その工事監理の監督者というのが人材が不足しているところは非常にご指摘のとおりで、現在、建築の技師をいわゆる一人前にするべく経験を積ませている最中でございます。営繕係の中で今回のような大きな工事については工事監理者と慎重に検討しながら、そごのないような形で進めてまいりたいと思っておりますので、何とぞ温かくお見守りいただければと思っております。

以上です。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 今、建設水道課長がお答えしましたけれども、基本的にはやっぱり人を育てるとというのが非常に大事なことだというふうに思っていますので、温かい目で見守っていただきたいというのは確かにあるんですけども、建築工事に関して、なかなかやっぱりそういう技術的な知見を持った人間がおらなくてこれまでもちょっと問題が生じたようなこともございましたので、私としては短期間でもそういう知見を持った方に来ていただいて、建築に関するそういう管理体制人の充実を図っていきたいというふうに思っております。できればそういう人材がいらっしゃったら、ぜひそういう方について建築に関する知見を持った方の補強を考えたいなというふうに思っております。

以上でございます。

議長 よろしいですか、小畠議員。では、10番、古賀知文議員。

古賀知文議員 当たり前のことを言うんですけども、落札率が低いということは当町にとりましてはもうありがたいことなんですけれども、ともするといわゆる安全設備等にやはりしわ寄せがいくというようなこともありますので、例えば工事者とか管理者、それから発注者は、ましてや工事現場が小学校ですので子供たちに安全なように、工事前、それから工事中にしっかり説明をしながら工事を進めていただきたいというふうをお願いしておきます。

議長 ほかにございますか。7番、益田隆一議員。

益田隆一議員　　すみません。大変しつこいようでもしわけないですが、今回のような追加工事であったというのがWAKKA、ご存じですか。あのWAKKAを建てた際にも、たしか建物が1億数千万円かかって、その後に外構工事として、要はあそこが数千万円かかりますよと。我々はもう全部ひっくるめて幾らというふうにやっぱり考えているものですから、後々後から出されて、いや、またこれ外構かかりますと、じゃ、何千万出してくださいよと。我々が仮に財布のひもを縛っているのであれば、やはりそれは抵抗ありますよね。じゃ、すみません、これだけかかるので請求書ぽんと出されてぽんと払うかと。

恐らく執行部と我々の違いというのは、以前にも申し上げましたが、多分自分のお金じゃない部分だと思っんですよ。これが仮に、ご自分のご自宅を建てた際に建築会社に頼んでおいて家建ててもらいましたと。いや、すみません、建てた後に外構工事、何千万かかるんですよと言われてすんなり払うかと。恐らく私だったら、いや、これはちょっと含まれているんじゃないのという突っ込みは入ると思っんですよね。それがやはり私が思った疑問であり、その部分も踏まえた上でのこういう予算のほうで報告していただきたいなと。

実際、先ほど北島議員がおっしゃられた青図も何もない状態で、今回のこの議会にぽんと出されて1億何千万かかります、通してくださいと。残念ながら我々は追認機関ではないですから、この部分はやはり若干軽視している部分があるのではないのかなと思います。

これはすみません。別に野田課長を責めているわけではなく、今回のこういう箱物に関しては、そういうところも踏まえた上での慎重な事前の打ち合わせ等が必要ではないのかなと思います。10万、20万じゃないんですよ。これはやはり何千万の町民の税金から出された金額なものですから、そこはやはり

軽く考えていただきたくないなというのが私のこれは意見でございます。そこはぜひ十分留意していただいて、今後のこういう予算等に関しては注意していただきたいなというところでございます。すみません。

以上です。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 益田議員のご質問にお答えしたいと思います。

追加工事の件について、やっぱりいろいろ疑問をお持ちなのかなというふうに思っております。私としても、いかに限られた予算の中で効果的な事業をやっていくのかということは常に頭を悩ませているところでございます。

当初予算を幾らでも膨らませてやればそれが一番いいんでしょうけれども、なかなか全体予算の中で非常に厳しいので、当初予算をできるだけ絞り込むというようなことも実際やっています。その中で実際設計してみると、少し、一部どうしてもそれが結果的に入らなかったということも実はございまして、そういうときにご相談して落札率等の歩合で工事をお願いするというのもこれまでに多々あったかなというふうに思っております。

ただ、おっしゃるように、予算が余っているからこの際というような、そういうような疑念をお持ちじゃないかなと思うんですけども、そこら辺についてはおっしゃるように、必要なことはせないかんですけれども、予算が余っているからこの際ということについては、やっぱり現にしっかり必要なことについては検証して、必要な工事を選別してやっていく、もしくは備品を購入するという、そういうことについては、今後ともぜひそういう方向で取り組んでいきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長 益田副町長。

副町長 先ほどの益田議員の質問の中で、WAKKAの工事に関して追加、追加で出てきたというようなお話がありましたけれども、WAKKAについては、建物の工事と外構の工事が補助事業が違っていましたので分けて取り組んだというような形ですので、最初に建物をつくる段階で、その後に広げて事業を拡大したというような形ではありませんので、その点、ご確認をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長 7番、益田隆一議員。

益田隆一議員 すみません。私も別に感情的に怒っているわけじゃないですけども、いや、重々理解できます。事務処理とかそういう進行的なものは執行部はこうしないといけないというのは重々わかるんですけども、事前に言っていたく分といきなりきょうこの場でぼっと発言される部分というのはやはり違ってくると思うんですね。そういうWAKKAの部分であれば、例えば事前にこういうふうにもしかしてかかるかもしれないと、こういう事業は別ですよというのを我々が理解した上でこういう場が出るのであれば別ですけども。

いや、それはもう重々わかるんですよ。その仕組みは確かに難しいと思います。入札であれ、いきなり追加工事の部分を含めた入札というのは、もうそれ

は現実的に難しいと思います。ただ、この場でいきなりぽつと言われて、これだけかかって次これぐらいかかりますと言われると、それはえっとやはりなる部分だと思うんですね。

事前にやはり、何度も言いますけれども、下打ち合わせであれ、全員協議会でこういうのが今度議案で出ますので、要は覚悟しておいてくださいます的なことでも言っていただければ、我々、構えるところがあるんですけども、寝耳に水ですよ。本当に私が自分の手出しでお金出すのであれば、いや、ちょっと待てよとなると思いますので、そこは事前にやはりちゃんとした打ち合わせ等をぜひしていただければなど。ちょっとでもいいんですよ、かかるかもしれない。その辺踏まえた上で検討いただきたいというのを一言だけでも付け加えていただけるだけでも今後変わってくるんじゃないのかなと。別に疑問を何でも思っているわけでもないです。本当に別に執行部を批判しているわけでもなくて、そういうのはちゃんと入念に下打ち合わせ等をしていただきたいという程度のところですので。

以上です。

議長　ほかに質疑ございませんか。3番、原田勝議員。

原田勝議員　これは木佐木小学校だからちょっと私、言いたいんですけども、これはもうあくまでも意見なんですけれども、屋上の防水工事をやって、もう完全にやったんですけども、まだ雨漏り等少しあるみたいなんです。実際本当にこの工事をやって、先ほど言われたようにまた予算もかさんでいくんだったら、もう綿密に打ち合わせ等々やって、要するに子供たちが安全で過ごせる学校にしてもらいたいと思います。

以上です。

議長 原田議員、ちょっと確認でしたけれども、防水工事は校舎本体の。

原田勝議員 いや、屋上です。

議長 いや、校舎本体の屋上ということですね。

それでは、一応意見というふうなことでしたけれども、答弁よろしいですね。

10番、古賀知文議員。

古賀知文議員 若干疑いが出てきたんですけれども、入札時のいわゆる条件としては、その外構工事もちろん入って皆さん、4業者ですか、の方にも応札してもらったということでしょうね。というのは、条件が変わってきますので。

というのはもう一つ、当然含めて積算されているんでしょうね。経費率が変わってきますので。その点もちょっと教えてもらえたらと思います。

議長 答弁を許します。野田学校教育課長。

学校教育課長兼生涯学習課長 お答えいたします。

もちろん当初、全体を積み上げて設計しておりましたが、どうしても設計自体が予算の中にやっぱりおさまらなかったものですから、一部を外した形で入札させていただいております。したがって、当然同じ条件で、当然設計書も内訳書も全て変えております、落とした形で。それで、先ほど説明しました事後

調査型の条件付きの一般競争入札をさせていただいております。

以上です。

議長 川村建設水道課長。

建設水道課長 補足して説明いたします。

議員のご指摘については、後の追加工事において追加された際に当然経費率が変わるよねというお話だったと思います。当然、今、学校教育課長が答弁しましたとおり、最初は示した仕様の分のみで事業費を算出して中間経費も上げたところで入札をしました後、追加工事が出て事業費総額が変われば、それに応じた中間経費を引き直した上で落札率で随意契約の金額を決めていくという流れになります。

以上です。

議長 10番、古賀知文議員。

古賀知文議員 そうすると、いや、もう一回しつこいようですねけれども、外構についても図面をこの4者とも見せて、それでこの外構については今回入りませんというお話なんですか。それとも、はなから外構は図面になくて、要するに外した形で入札されたんですか。

というのが、私が言いたいのは、いずれ随契になるんじゃないかと思うんですよ。要は、そこに工事やっけてそれに外構やるといったときに、じゃ、ほかの3者が現実的にできるかどうかと。要するに随契で発注した場合に。結局、この業者さんしか現実的にはとれないというか、それが一般的ですよ。経費

率に関してはもうわかりました。おっしゃるように、税金のときにそうやってやるというのはわかりましたけれども、要は、7請け負うのと10請け負うんでは、請け負う人のやっぱりあれが違って来るんですよ、実は。大きな金と小さい金で請け負うわけですから。だから、もし発注されるなら、外構も入った図面で、実は今回、これは外しますよと、外構を外した中で応札してくださいというのが僕はよかったかなというふうに思うんですけども。

議長 答弁を許します。野田学校教育課長。

学校教育課長兼生涯学習課長 ご質問にお答えいたしますけれども、外構の一部は当然入っておりますので、当然入札する際には、今回お願いする分と予算で足りなかった分の落とした分というのは明確にした上で入札させていただいております。今回、ちょっとまた後ほど図面等をお示しして、どの分を入れていなくてどの分を外した形で入札したかについては詳しくご説明したいと思います。

以上です。

議長 2番、野口裕子議員。

野口裕子議員 私の勘違いでなければ、図面は新人議員の研修のときにいただいたと思います。ただ、やはりもう期間もたっておりますので、今回提出していただければよかったかなと思います。

今回、学校訪問で学校施設を訪問する際に、同じ校舎であっても網戸枠があるかないとか、そういうところでやっぱり金額の差は出てくると思うんですよ。

今回のこの建物に関してもやっぱりまた網戸も必要になってくると思うんですけども、そのあたりが入っているかどうかというのは今回はお聞きしないんですけども、金額だけで示してしまうと落ち度があったりして、地元のサッシ屋さんのお話で、中学校の体育館の窓枠のガラスが触れないようにするテープというかがありますよね。サッシが動きにくいようにしている、窓枠の。それがもうぽろぽろ落ちてきて、中学校の体育館。それは値段が安いとそういうつくりになっていると。ちょっと値段がいいサッシだと、もうもともとそれが挟み込むのではなくてというふうな違いがあるということを知ったことがあるんですね。

だから、金額を安くしていけばそういう、やっぱり後からの補修なりがかかってくると思うので、ちょっと大変だとは思いますが、細かく、今現在学校施設で出ている問題点はしっかり押さえたところで業者選びをしてほしいと思います。お願いいたします。

議長 意見としてですね。

野口裕子議員 はい。

議長 ほかにございますか。

質疑なし

議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第67号については、会議規則第38条第3項の規

定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、議案第67号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長　討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。この採決は起立によって行います。日程第17、議案第67号大木町立木佐木小学校増改築工事請負契約の締結については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　起立多数です。したがって、議案第67号本案については、原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第68号町道の路線の認定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長 議案第68号町道の路線の認定について。

次のとおり町道の路線を認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月12日提出、大木町長、境公雄。

以上でございます。

議長 職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第68号町道の路線の認定についての提案理由を申し上げます。

本案は、開発行為により築造された道路の寄附の申し出に対し、受納することとなったものについて、新たに路線の認定を行う必要があるので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。川村建設水道課長。

建設水道課長 それでは、議案書の別紙、認定路線一覧表、それから、参考資料は63ページ、こちらのほうをお願いいたします。

当該認定の2路線、こちらについては、認定位置図のとおりになっておりま

す、場所については。いずれも開発行為によって設けられた通路で、八丁牟田地区における詳細は参考資料の64ページ、それから三八松地区の詳細はさらに次の65ページのとおりとなっております。いずれも寄附を採納したことから、新たに町道として認定する旨、議決を求めるものです。

以上です。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。議案第68号について質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第68号については、議案の審査を総務建設産業常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、日程第18、議案第68号町道の路線の認定については、総務建設産業常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会します。次回は、12月18日、午前9時30分をお願いいたします。お疲れさまでした。

延会　　15時25分